

外国著作権法令集(65)

— 韓 国 編 —

張 睿 暎 訳

March 2026

公益社団法人 著作権情報センター

目次	
第1章 総則	3
第2章 著作権	7
第1節 著作物	7
第2節 著作者	8
第3節 著作人格権	9
第4節 著作財産権	11
第1款 著作財産権の種類	11
第2款 著作財産権の制限	11
第3款 著作財産権の保護期間	20
第4款 著作財産権の譲渡・行使・消滅	21
第5節 著作物利用の法定許諾	23
第6節 登録及び認証	24
第7節 排他的発行権〈改正 2011.12.2.〉	27
第7節の2 出版権〈新設 2011.12.2.〉	29
第3章 著作隣接権	30
第1節 通則	30
第2節 実演者の権利	31
第3節 音盤製作者の権利	34
第4節 放送事業者の権利	35
第5節 著作隣接権の保護期間	35
第6節 著作隣接権の制限・譲渡・行使等	36
第4章 データベース製作者の保護	37
第5章 映像著作物に関する特例	39
第5章の2 プログラムに関する特例〈新設 2009.4.22.〉	40
第6章 オンラインサービス提供者の責任の制限	42
第6章の2 技術的保護措置の無力化禁止等〈新設 2011.6.30.〉	45
第7章 著作権委託管理業	48
第8章 韓国著作権委員会〈改正 2009.4.22.〉	54
第8章の2 韓国著作権保護院〈新設 2016.3.22.〉	58
第9章 権利の侵害に対する救済	61
第10章 補則	66
第11章 罰則	71
附則	74

沿革

著作權法

法律第 432 号 (1957.1.28.制定)
法律第 3916 号 (1986.12.31.全部改正)
法律第 4183 号 (1989.12.30.他法改正)
法律第 4268 号 (1990.12.27.他法改正)
法律第 4352 号 (1991.3.8.他法改正)
法律第 4541 号 (1993.3.6.他法改正)
法律第 4717 号 (1994.1.7.一部改正)
法律第 4746 号 (1994.3.24.他法改正)
法律第 5015 号 (1995.12.6.一部改正)
法律第 5453 号 (1997.12.13.他法改正)
法律第 6134 号 (2000.1.12.一部改正)
法律第 6881 号 (2003.5.27.一部改正)
法律第 7233 号 (2004.10.16.一部改正)
法律第 8029 号 (2006.10.4.他法改正)
法律第 8101 号 (2006.12.28.全部改正)
法律第 8852 号 (2008.2.29.他法改正)
法律第 9529 号 (2009.3.25.一部改正)
法律第 9625 号 (2009.4.22.一部改正)
法律第 9785 号 (2009.7.31.他法改正)
法律第 10807 号 (2011.6.30.一部改正)
法律第 11110 号 (2011.12.2.一部改正)
法律第 11903 号 (2013.7.16.一部改正)
法律第 12137 号 (2013.12.30.一部改正)
法律第 13978 号 (2016.2.3.他法改正)
法律第 14083 号 (2016.3.22.一部改正)
法律第 14432 号 (2016.12.20.一部改正)
法律第 14634 号 (2017.3.21.一部改正)
法律第 15823 号 (2018.10.16.一部改正)
法律第 16600 号 (2019.11.26.一部改正)
法律第 16933 号 (2020.2.4.一部改正)
法律第 17588 号 (2020.12.8.一部改正)
法律第 17592 号 (2020.12.8.他法改正)
法律第 18162 号 (2021.5.18.一部改正)
法律第 18547 号 (2021.12.7.他法改正)

法律第 19410 号 (2023.5.16.他法改正)

法律第 19592 号 (2023.8.8.他法改正)

法律第 19597 号 (2023.8.8.一部改正)

法律第 20358 号 (2024.2.27.一部改正)

法律第 20841 号 (2025.3.25.一部改正)

法律第 21336 号 (2026.2.10.一部改正)

韓国著作権法¹ (法律第 21336 号、2026.2.10.一部改正、2026.8.11.施行)

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

この法律は、著作者の権利及びこれに隣接する権利を保護し、著作物の公正な利用を図り、もって文化及び関連産業の向上発展に寄与することを目的とする。〈改正 2009.4.22.〉

第 2 条 (定義)

この法律において使用する用語の意味は、次の各号に定めるところによる。〈改正 2009.4.22., 2011.6.30., 2011.12.2., 2016.3.22., 2021.5.18., 2023.8.8., 2026.2.10.〉

一 「著作物」とは、人間の思想又は感情を表現した創作物をいう。

二 「著作者」とは、著作物を創作した者をいう。

三 「公演」とは、著作物又は実演・音盤・放送を、上演・演奏・歌唱・口演・朗読・上映・再生・その他の方法によって公衆に公開することをいい、同一人の占有に属する連結した場所内において行われる送信（伝送を除く。）を含む。

四 「実演者」とは、著作物を演技・舞踊・演奏・歌唱・口演・朗読・その他の芸能的方法によって表現し、又は著作物でないものをそれらに類似する方法で表現する実演をする者をいい、実演を指揮・演出・若しくは監督する者を含む。

五 「音盤」とは、音（音声・音響をいう。以下同じ。）が有形物に固定されたもの（音をデジタル化したものを含む。）をいう。ただし、音が映像とともに固定されたものは除く。

¹ 韓国法制処 国家法令情報センターの現行法を翻訳

[https://www.law.go.kr/법령/저작권법/\(21336,20260210\)](https://www.law.go.kr/법령/저작권법/(21336,20260210))

六 「音盤製作者」とは、音盤を最初に製作するにあたって、全体的に企画し責任を負う者をいう。

七 「公衆送信」とは、著作物、実演・音盤・放送又はデータベース（以下「著作物等」という。）を、公衆において受信し、若しくは公衆にアクセスさせることを目的として、無線若しくは有線通信の方法によって送信し、又は利用に供することをいう。

八 「放送」とは、公衆送信のうち、公衆によって同時に受信されることを目的として、音・映像又は音と映像等を送信することをいう。

八の2 「暗号化された放送信号」とは、放送事業者又は放送事業者の同意を得た者が、正当な権限なく放送（有線及び衛星通信の方法による放送に限定する。）を受信することを防止し、又は抑制するために電子的に暗号化した放送信号をいう。

九 「放送事業者」とは、放送を業とする者をいう。

一〇 「伝送」とは、公衆送信のうち、公衆の構成員が個別的に選択した時間及び場所においてアクセスすることができるよう、著作物等を利用に供することをいい、それに伴って行われる送信を含む。

一一 「デジタル音声送信」とは、公衆送信のうち、公衆によって同時に受信されることを目的として、公衆の構成員の要請によって開始されるデジタル方式の音の送信をいい、伝送を除く。

一二 「デジタル音声送信事業者」とは、デジタル音声送信を業とする者をいう。

一三 「映像著作物」とは、連続的な映像（音を伴うものか否かを問わない。）が収録された創作物として、その映像を機械若しくは電子装置により再生して視ること、又は視聴することができるものをいう。

一四 「映像製作者」とは、映像著作物の製作において、その全体を企画し、責任を負う者をいう。

一五 「応用美術著作物」とは、物品に同一の形状で複製することのできる美術著作物として、その利用された物品と区別して独自性を認めることができるものをいい、デザイン等を含む。

一六 「コンピュータプログラム著作物」とは、特定の結果を得るため、コンピュータ等情報処理能力を有する装置（以下「コンピュータ」という。）内において、直接又は間接に使用される一連の指示・命令によって表現された創作物をいう。

一七 「編集物」とは、著作物又は符号・文字・音・映像若しくはその他の形態の資料（以下「素材」という。）の集合物をいい、データベースを含む。

一八 「編集著作物」とは、編集物として、その素材の選択・配列又は構成に創作性のあるものをいう。

一九 「データベース」とは、素材を体系的に配列し若しくは構成した編集物として、個別的にその素材にアクセスし、又はその素材を検索することができるようにしたものをいう。

二〇 「データベース製作者」とは、データベースの製作又はその素材の更新・検証若しくは補充（以下「更新等」という。）に、人的又は物的に相当な投資をした者をいう。

二一 「共同著作物」とは、二人以上の者が共同で創作した著作物で、各自の寄与した部分を分離して利用することができないものをいう。

二二 「複製」とは、印刷・写真撮影・複写・録音・録画若しくはその他の方法により、一時的に又は永久的に有形物に固定し、又は改めて製作することをいい、建築物の場合は、その建築のための模型又は設計図面に基づいてこれを施工することを含む。

二三 「配布」とは、著作物等の原本若しくはその複製物を、公衆に対し、対価を受け、若しくは受けずに、譲渡し又は貸与することをいう。

二四 「発行」とは、著作物又は音盤を、公衆の需要を充足させるため、複製・配布することをいう。

二五 「公表」とは、著作物を公演、公衆送信又は展示その他の方法により公衆に公開すること、及び著作物を発行することをいう。

二六 「著作権信託管理業」とは、著作財産権者、排他的発行権者、出版権者、著作隣接権者又はデータベース製作者としての権利を有する者のため、その権利の信託を受け、これを持続的に管理する業をいい、著作物等の利用に関して包括的に代理する場合を含む。

二七 「著作権代理仲介業」とは、著作財産権者、排他的発行権者、出版権者、著作隣接権者若しくはデータベース製作者としての権利を有する者のため、その権利の利用に関する代理又は仲介行為を行う業をいう。

二八 「技術的保護措置」とは、次の各目²のいずれかに該当する措置をいう。

ガ 著作権その他この法律により保護される権利の行使に関連して、この法律により保護される著作物等に対するアクセスを効果的に防止し、又は抑制するために、その権利者又は権利者の同意を受けた者が適用する技術的措置

ナ 著作権その他この法律により保護される権利に対する侵害行為を効果的に防止し、又は抑制するために、その権利者又は権利者の同意を受けた者が適用する技術的措置

二九 「権利管理情報」とは、次の各目のいずれかに該当する情報又はその情報を表す数字若しくは符号で、各情報がその他この法律により保護される権利によって保護される著作物等の原作品若しくはその複製物に付され、又はその公演・実行若しくは公衆送信に伴うものをいう。

ガ 著作物等を識別するための情報

ナ 著作権その他この法律により保護される権利を有する者を識別するための情報

ダ 著作物等の利用方法及び条件に関する情報

² 「目」とは、法体系において「条」「項」「号」に続くもので、日本法の「イロハ・・・」のように、韓国法では「ガナダラマバサアジャチャカタパハ」の順でつけていく。

三〇 「オンラインサービス提供者」とは、次の各目のいずれかに該当する者をいう。
ガ 利用者が選択した著作物等を、その内容の修正なく、利用者が指定した地点の間で、情報通信網（「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第2条第1項第1号にいう情報通信網をいう。以下同じ。）を通じて伝達するために送信し、又は経路を指定し、もしくは連結を提供する者（「電気通信事業法」第2条第8号の電気通信事業者を含む。）

ナ 利用者らが情報通信網のアクセスし、又は情報通信網を通じて、著作物等を複製・伝送することができるようにするサービスを提供し、又はそのための設備を提供又は運営する者

三一 「業務上著作物」とは、法人・団体又はその他の使用者（以下「法人等」という。）の企画の下、法人等の業務に従事する者が業務上作成する著作物をいう。

三二 「公衆」とは、不特定多数の者（特定多数の者を含む。）をいう。

三三 「認証」とは、著作物等の利用許諾等のために、正当な権利者であることを証明することをいう。

三四 「プログラムコード逆分析」とは、独立して創作されたコンピュータプログラム著作物と他のコンピュータプログラムとの互換に必要な情報を得るために、コンピュータプログラム著作物コードを複製し、又は変換することをいう。

三五 「ラベル」とは、その複製物が正当な権限に従って製作されたものであることを示すために著作物等の有形的な複製物・包装又は文書に付着・同封又は添付され、又はそのような目的で考案された標識をいう。

三六 「映画上映館等」とは、映画上映館、試写会場、その他公衆に映像著作物を上映する場所で、上映者によって入場が統制される場所をいう。

三七 「不法複製物」とは、著作権、その他この法律により保護される権利を侵害する複製物をいう。

第2条の2（著作権保護総合対策の策定等）

(1)文化体育観光部長官は、この法律の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を含む著作権保護総合対策を3年ごとに策定しなければならない。〈改正 2026.2.10.〉

一 著作権の保護及び著作物の公正な利用環境の造成のための基本政策に関する事項

二 著作権の認識の拡散のための教育及び広報に関する事項

三 著作物等の権利管理情報及び技術的保護措置に係る政策に関する事項

(2)文化体育観光部長官は、第1項の規定による総合対策により著作権保護と関連する推進計画を毎年策定・施行しなければならない。〈新設 2026.2.10.〉

(3)第1項及び第2項の規定による総合対策及び推進計画の策定・施行に必要な事項については、大統領令で定める。〈改正 2026.2.10.〉

[本条新設 2009.4.22.]

[題目改正 2026.2.10.]

第3条（外国人の著作物）

(1)外国人の著作物は、大韓民国が加入し、又は締結した条約により保護される。

(2)大韓国内に常時居住する外国人（無国籍者及び大韓国内に主たる事務所を有する外国法人を含む。）の著作物、及び最初に大韓国内において公表された外国人の著作物（外国において公表された日から30日以内に大韓国内において公表された著作物を含む。）は、この法律により保護される。〈改正 2023.8.8.〉

(3)第1項及び第2項の規定により保護される外国人（大韓国内に常時居住する外国人及び無国籍者は除く。以下本条において同じ。）の著作物であっても、その外国において大韓民国国民の著作物を保護しない場合は、それに応じ、条約及びこの法律による保護を制限することができる。〈改正 2011.6.30.〉

(4)第1項及び第2項の規定により保護される外国人の著作物出会っても、その外国で保護期間が満了した場合には、この法律に夜保護期間を認めない。〈改正 2011.6.30.〉

第2章 著作権

第1節 著作物

第4条（著作物の例示等）

(1)この法律にいう著作物を例示すると、次のとおりである。〈改正 2000.1.12.〉

- 一 小説・詩・論文・講演・演説・脚本その他の言語の著作物
- 二 音楽著作物
- 三 演劇及び舞踊・無言劇その他の演劇著作物
- 四 絵画・書芸・彫刻・版画・工芸・応用美術著作物その他の美術著作物
- 五 建築物・建築のための模型及び設計図面その他の建築著作物
- 六 写真著作物（これに類する方法により製作されたものを含む。）
- 七 映像著作物
- 八 地図・図表・設計図・略図・模型その他の図形著作物
- 九 コンピュータプログラム著作物

(2)削除 〈2009.4.22.〉

第5条（二次的著作物）

(1)原著作物を翻訳・編曲・変形・脚色・映像製作その他の方法により作成した創作物(以下「二次的著作物」という。)は、独自の著作物として保護される。

(2)二次的著作物の保護は、その原著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

第6条(編集著作物)

(1)編集著作物は、独自の著作物として保護される。

(2)編集著作物の保護は、その編集著作物の構成部分となる素材の著作権その他この法律により保護される権利に影響を及ぼさない。

第7条(保護されない著作物)

(1)次に掲げる各号のいずれかに該当するものは、この法律により保護されない。〈改正2023.8.8.〉

一 憲法・法律・条約・命令・条例及び規則

二 国又は地方自治団体の告示・公告・訓令その他これらに類するもの

三 法院の判決・決定・命令及び審判又は行政審判手続その他これらに類する手続による議決・決定等

四 国又は地方自治団体が作成したもので、第1号から第3号までに規定するものの編集物又は翻訳物

五 事実の伝達にすぎない時事報道

第2節 著作者

第8条(著作者等の推定)

(1)次に掲げる各号のいずれかに該当する者は、著作者として当該著作物に対する著作権を有するものと推定する。〈改正2011.6.30.〉

一 著作物の原本若しくはその複製物に、著作者としての実名又は異名(芸名・雅号・略称等をいう。以下同じ)として広く知られたものが一般的な方法により表示されている者

二 著作物を公演し、又は公衆送信するに当たり、著作者としての実名又は著作者の広く知られた異名が表示されている者

(2)第1項各号のいずれかに該当する著作者の表示がない著作物については、発行者・公演者又は公表者として表示された者が著作権を有するものと推定する。〈改正2009.4.22.〉

第9条(業務上著作物の著作者)

法人等の名義で公表される業務上著作物の著作者は、契約又は就労規則等に別段の定めのないときは、その法人等になる。ただし、コンピュータプログラム著作物（以下「プログラム」という。）の場合、公表されることを要しない。〈改正 2009.4.22.〉

第 10 条（著作権）

(1) 著作者は、第 11 条ないし第 13 条の規定による権利（以下「著作人格権」という。）及び第 16 条ないし第 22 条の規定による権利（以下「著作財産権」という。）を有する。〈改正 2023.8.8.〉

(2) 著作権は、著作物を創作したときより発生し、いかなる手続又は形式の履行をも要しない。

第 3 節 著作人格権

第 11 条（公表権）

(1) 著作者は、その著作物を公表し、又は公表しないことを決定する権利を有する。

(2) 著作者が公表されていない著作物の著作財産権を第 45 条の規定による譲渡、第 46 条の規定による利用許諾、第 57 条の規定による排他的発行権の設定又は第 63 条の規定による出版権の設定をした場合には、その相手方に対し、著作物の公表について同意したものと推定する。〈改正 2009.4.22.,2011.12.2.〉

(3) 著作者が公表されていない美術著作物・建築著作物又は写真著作物（以下「美術著作物等」という。）の原本を譲渡した場合は、その相手方に対し、著作物の原本の展示方式による公表について同意したものと推定する。

(4) 原著作者の同意を得て作成された二次的著作物又は編集著作物が公表された場合は、その原著作物も公表されたものとみなす。

(5) 公表されていない著作物を著作者が第 31 条の図書館等に寄贈した場合、別途の意思表示なく寄贈した場合には、公表について同意したものと推定する。〈新設 2011.12.2.,改正 2023.8.8.〉

第 12 条（姓名表示権）

(1) 著作者は、著作物の原本若しくはその複製物に、又は著作物の公表媒体に、その実名又は異名を表示する権利を有する。

(2) 著作物を利用する者は、その著作者の特段の意思表示がないときは、著作者がその実名又は異名を表示したところに従い、これを表示しなければならない。ただし、著作物の性質又はその利用目的及び形態等に照らし、やむを得ないと認められる場合には、この限りでない。

第 13 条（同一性保持権）

(1) 著作者は、その著作物の内容・形式及び題号の同一性を保持する権利を有する。

(2) 著作者は、次の各号のいずれかに該当する変更に対しては異議を提起することができない。ただし、本質的な内容の変更については、この限りでない。〈改正 2009.4.22.,2023.8.8.〉

一 第 25 条の規定により著作物を利用する場合において、学校教育の目的上やむを得ないと認められる範囲内における表現の変更

二 建築物の増築・改築その他の変形

三 特定のコンピュータ以外では利用することができないプログラムを他のコンピュータでも利用することができるようにするために必要な範囲で行う変更

四 プログラムを特定のコンピュータにおいてより効果的に利用することができるようにするために必要な範囲で行う変更

五 その他著作物の性質又はその利用目的及び形態等に照らし、やむを得ないと認められる範囲内での変更

第 14 条（著作人格権の一身専属性）

(1) 著作人格権は、著作者の一身に専属する。

(2) 著作者の死亡後にその著作物を利用する者は、著作者が生存しているとしたならばその著作人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度に照らし、社会通念上その著作者の名誉を毀損するものでないと認められる場合には、この限りでない。

第 15 条（共同著作物の著作人格権）

(1) 共同著作物の著作人格権は、著作者全員の合意によらなければ、これを行使することができない。この場合において、各著作者は、信義に反して合意の成立を妨げることができない。

(2) 共同著作物の著作者は、その中から著作人格権を代表して行使する者を定めることができる。

(3) 第 2 項の規定により権利を代表して行使する者の代表権について加えられた制限があるときは、その制限は善意の第三者に対抗することができない。

第4節 著作財産権

第1款 著作財産権の種類

第16条（複製権）

著作者は、その著作物を複製する権利を有する。

第17条（公演権）

著作者は、その著作物を公演する権利を有する。

第18条（公衆送信権）

著作者は、その著作物を公衆送信する権利を有する。

第19条（展示権）

著作者は、美術著作物等の原本又はその複製物を展示する権利を有する。

第20条（配布権）

著作者は、著作物の原本又はその複製物を配布する権利を有する。ただし、著作物の原本又はその複製物が当該著作財産権者の許諾を得て販売等の方法により取引に供された場合には、この限りでない。〈改正 2009.4.22.〉

第21条（貸与権）

第20条ただし書の規定にかかわらず、著作者は、商業的目的で公表された音盤（以下「商業用音盤」という。）又は商業用目的で公表されたプログラムを営利を目的として貸与する権利を有する。〈改正 2009.4.22.,2016.3.22.〉

第22条（二次的著作物の作成権）

著作者は、その著作物を原著物とする二次的著作物を作成して利用する権利を有する。

第2款 著作財産権の制限

第23条（裁判等における複製）

次の各号のいずれかに該当する場合には、その限りにおいて著作物を複製することができる。ただし、その著作物の種類、複製の部数及び形態等に照らし、当該著作財産権者の

利益を不当に侵害する場合には、この限りでない。〈改正 2020.2.4.〉

- 一 裁判手続のために必要な場合
- 二 立法、行政の目的のための内部資料として必要な場合

[題目改正 2020.2.4.]

第 24 条（政治的演説等の利用）

公開的に行う政治的演説及び法廷・国会又は地方議会において公開して行う陳述は、方法の如何を問わず、これを利用することができる。ただし、同一の著作者の演説又は陳述を編集して利用する場合には、この限りでない。

第 24 条の 2（公共著作物の自由利用）

(1)国家又は地方自治団体が業務上作成して公表した著作物、契約により著作権の全部を保有する著作物は許諾なく利用することができる。ただし、著作物が次の各号のいずれかに該当する場合には、その限りではない。〈改正 2020.2.4.〉

- 一 国家安全保障に関連する情報を含む場合
- 二 個人の私生活又は事業上秘密に該当する場合
- 三 他の法律により公開が制限される情報を含む場合

四 第 112 条による韓国著作権委員会（以下第 111 条まで「委員会」という。）に登録された著作物で、「国有財産法」による国有財産又は「共有財産及び物品管理法」による共有財産として管理される場合

(2)国家は「公共機関の運営に関する法律」第 4 条による公共機関が業務上作成して公表した著作物、契約により著作権の全部を保有する著作物の利用を活性化するために、大統領令に定めるところにより、公共著作物利用活性化施策を策定・施行することができる。

(3)国家又は地方自治団体は、第 1 項第 4 号の公共著作物のうち、自由な利用のために必要であると認める場合、「国有財産法」又は「共有財産及び物品管理法」にもかかわらず、大統領令に定めるところにより使用させることができる。

[本条新設 2013.12.30.]

第 25 条（学校教育目的等への利用）

(1)高等学校及びこれに準ずる学校以下の学校での教育目的上必要な教科用図書には、公表された著作物を掲載することができる。〈改正 2023.8.8.〉

(2)教科用図書を発行した者は、教科用図書を本来の目的で利用するために必要な限度内で、第 1 項により教科用図書に掲載した著作物を複製・配布・公衆送信することができる。〈新設 2020.2.4.〉

(3)次の各号のいずれかに該当する学校・教育機関又は教育訓練機関が授業目的で利用する場合には、公表された著作物の一部を複製・配布・公演・展示若しくは公衆送信（以下本条において「複製等」という。）することができる。ただし、公表された著作物の性質やその利用の目的及び形態等に照らして当該著作物の全部を複製等することがやむを得ない場合には、全部複製等を行うことができる。〈改正 2020.2.4.,2024.2.27.〉

- 一 特別法により設立された学校
- 二 「幼児教育法」、「初・中等教育法」又は「高等教育法」による学校
- 三 国又は地方自治団体が運営する教育機関
- 四 「単位認定等に関する法律」第3条により評価認定を受けた学習過程を運営する教育訓練機関（情報通信媒体を利用した遠隔授業基盤学習過程に限る）

(4)国又は地方自治団体に所属し、第3項による学校又は教育機関の授業を支援する機関（以下「授業支援機関」という。）は、授業支援のために必要な場合には公表された著作物の一部を複製等することができる。ただし、公表された著作物の性質やその利用の目的及び形態等に照らして当該著作物の全部を複製等することがやむを得ない場合には、全部複製等を行うことができる。〈新設 2020.2.4.,改正 2024.2.27.〉

(5)第3項各号の学校・教育機関又は教育訓練機関で教育を受ける者は、授業目的のために必要と認められる場合には、第3項の範囲内で公表された著作物を複製若しくは公衆送信することができる。〈改正 2020.2.4.,2023.8.8.,2024.2.27.〉

(6)第1項及び第4項により、公表された著作物を利用しようとする者は、文化体育観光部長官が定めて告示した基準による補償金を当該著作財産権者に支給しなければならない。ただし、高等学校及びこれに準ずる学校以下の学校において複製等をする場合には、補償金を支給しない。〈改正 2008.2.29,2009.4.22.,2020.2.4.〉

(7)第6項の規定による補償を受ける権利は、次の各号の要件を備えた団体として、文化体育観光部長官が指定する団体を通じて行使されなければならない。文化体育観光部長官がその団体を指定するときは、あらかじめ当該団体の同意を得なければならない。〈改正 2008.2.29.,2020.2.4.〉

- 一 大韓国内において補償を受ける権利を有する者（以下「補償権利者」という。）からなる団体であること
- 二 営利を目的としないこと
- 三 補償金の徴収及び分配等の業務を遂行するのに十分な能力を有していること

(8)第7項の規定による団体は、その構成員でない補償権利者からの申請があったときは、その者のための権利行使を拒むことができない。この場合において、その団体は、自己の名をもって、その権利に関する裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。〈改正 2020.2.4.〉

(9)文化体育観光部長官は、第7項の規定による団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。〈改正 2008.2.29.,2020.2.4.,2023.8.8.〉

- 一 第7項の規定による要件を備えなくなったとき
- 二 補償関係の業務規程に違背したとき
- 三 補償関係業務を相当な期間にわたり停止し、補償権利者の利益を害するおそれのあるとき

(10)第7項の規定による団体は、補償金分配公告をした日から10年を経過した未分配補償金については、文化体育観光部長官の承認を得て、次の各号のいずれかに該当する目的のために使用することができる。ただし、補償権利者に対する情報が確認される場合、補償金を支給するために一定比率の未分配補償金を、大統領令に定めるところにより積み立てなければならない。〈改正 2008.2.29.,2018.10.16.,2020.2.4.,2025.3.25.〉

- 一 著作権教育・広報及び研究
- 二 著作権情報の管理及び提供
- 三 著作物創作活動の支援
- 四 著作権保護事業
- 五 創作者権益の擁護事業
- 六 補償権利者に対する保証金分配活性化事業
- 七 著作物利用活性化及び公正な利用を図るための事業

(11)第7項・第9項及び第10項の規定による団体の指定、取消及び業務規程、補償金分配公告、未分配補償金の使用承認等に関して必要な事項は、大統領令で定める。〈改正 2018.10.16.,2020.2.4.〉

(12)第2項ないし第4項の規定により教科用図書を発行した者、学校・教育機関・教育訓練機関及び授業支援機関が著作物を公衆送信する場合には、著作権その他この法律により保護される権利の侵害を防止するため、複製防止措置等大統領令で定める必要な措置を講じなければならない。〈改正 2020.2.4.,2024.2.27.〉

第26条（時事報道のための引用）

放送・新聞その他の方法により時事報道をする場合において、その過程で見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道のための正当な範囲内において、複製・配布・公演若しくは公衆送信をすることができる。

第27条（時事的な記事及び論説の複製）

政治・経済・社会・文化・宗教に関し、「新聞等の振興に関する法律」第2条の規定による新聞及びインターネット新聞、若しくは「ニュース通信振興に関する法律」第2条の規定によるニュース通信に掲載された時事的な記事又は論説は、他の言論機関が複製・配布又は放送することができる。ただし、利用を禁ずる表示がある場合には、この限りでない。〈改正 2009.7.31.〉

第 28 条（公表された著作物の引用）

公表された著作物は、報道・批評・教育又は研究等のために、正当な範囲内において、公正な慣行に合致するようにこれを引用することができる。

第 29 条（営利を目的としない公演・放送）

(1) 営利を目的とせず、聴衆や観衆又は第三者から名目の如何を問わず対価の支給を受けない場合は、公表された著作物を公演（商業用音盤又は商業的目的で公表された映像著作物を再生する場合は除く。）又は放送することができる。ただし、実演者に一般的な報酬を支給する場合は、この限りでない。〈改正 2016.3.22.,2023.8.8.〉

(2) 聴衆や観衆から当該公演に対する対価の支給を受けない場合は、商業用音盤又は商業的目的で公表された映像著作物を再生して公衆に公演をすることができる。ただし、大統領令で定める場合は、この限りでない。〈改正 2016.3.22.,2021.5.18.,2023.8.8.〉

第 30 条（私的利用のための複製）

公表された著作物を、営利を目的とせず個人的に利用し、又は家庭及びこれに準ずる限られた範囲内において利用する場合は、その利用者はそれを複製することができる。ただし、公衆の使用に供するために設置された複写機器、スキャナー、写真機等、文化体育観光部令に定める複製機器による複製については、この限りでない。〈改正 2020.2.4.〉

第 31 条（図書館等における複製等）

(1) 「図書館法」による図書館及び図書・文書・記録その他の資料（以下「図書等」という。）を公衆の利用に供する施設のうち、大統領令で定める施設（当該施設の長を含む。以下「図書館等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その図書館等に保管された図書等（第 1 号の場合は、第 3 項の規定により当該図書館等が複製・伝送を受けた図書等を含む。）を使用して著作物を複製することができる。ただし、第 1 号及び第 3 号の場合には、デジタル形態で複製することができない。〈改正 2021.5.18.,2023.8.8.〉

一 調査・研究を目的とする利用者の要求に応じて公表された図書等の一部の複製物を 1 人あたり 1 部に限定して提供する場合

二 図書等それ自体の保存のために必要な場合

三 他の図書館等の要求に応じて絶版その他これに準ずる事由により入手が困難な図書等の複製物を保存用として提供する場合

(2) 図書館等は、コンピュータを利用して利用者がその図書館等内において閲覧することができるように保管された図書等を複製し、又は伝送することができる。この場合において、同時に閲覧することのできる利用者の数は、その図書館等が保管する図書等の部数、又は著作権その他この法律により保護される権利を有する者から利用許諾を受けた図書等の部数を超えることができない。〈改正 2009.4.22.〉

(3)図書館等は、コンピュータを利用して利用者が他の図書館等内において閲覧することができるように保管されている図書等を複製し、又は伝送することができる。ただし、その全部又は一部が販売用として発行された図書等については、その発行日から5年を経過していない場合は、この限りでない。〈改正 2009.4.22.,2023.8.8.〉

(4)図書館等は、第1項第2号の規定による図書等の複製並びに第2項及び第3項の規定による図書等の複製の場合において、その図書等がデジタル形態で販売されている場合には、その図書等をデジタル形態で複製することができない。

(5)図書館等は、第1項第1号の規定によりデジタル形態の図書等を複製する場合及び第3項の規定により図書等を他の図書館等内において閲覧することができるように複製し、又は伝送する場合は、文化体育観光部長官が定めて告示した基準による補償金を著作権者等に支給しなければならない。ただし、国、地方自治団体又は「高等教育法」第2条の規定による学校を著作権者とする図書等（その全部又は一部が販売用として発行された図書等を除く。）の場合は、この限りでない。〈改正 2008.2.29.,2021.5.18.〉

(6)第5項の補償金の支給等に関しては、第25条第7項ないし第11項の規定を準用する。〈改正 2020.2.4.〉

(7)第1項ないし第3項の規定により図書等をデジタル形態で複製し、又は伝送する場合において、図書館等は、著作権その他この法律により保護される権利の侵害を防止するために複製防止装置等、大統領令で定める必要な措置を講じなければならない。〈改正 2021.5.18.,2023.8.8.〉

(8)「図書館法」第22条の規定により国立中央図書館がオンライン資料の保存のために収集する場合には、当該資料を複製することができる。〈新設 2009.3.25.,改正 2021.12.7.〉

第32条（試験問題のための複製）

学校の入学試験その他学識及び技能に関する試験又は検定のために必要な場合は、その目的のために正当な範囲内において公表された著作物を複製・配布若しくは公衆送信することができる。ただし、営利を目的とする場合は、この限りでない。〈改正 2009.4.22.,2020.2.4.〉

[題目改正 2020.2.4.]

第33条（視覚障害者等のための複製等）

(1)何人も公表された著作物を、視覚障害人と読書に障害のある人で大統領令に定める人（以下「視覚障害人等」という。）のために、「点字法」第3条による点字に変換して複製・配布することができる。〈改正 2023.8.8.〉

(2)視覚障害人等の福利増進を目的とする施設のうち、大統領令で定める施設（当該施設の長を含む。）は、営利を目的とせず、かつ視覚障害人等の利用に供するために公表された著作物等に含まれた文字及び映像等の視覚的表現を、視覚障害人等が認知できる代替資

料に変換して、複製・配布若しくは公衆送信することができる。〈改正 2009.3.25.,2021.5.18.,2023.8.8.〉

(3)視覚障害人等とその保護者（補助者を含む。以下本条及び第 33 条の 2 において同じ。）は、公表された著作物等に適法にアクセスする場合、視覚障害人等の個人的な利用のために、その著作物等に含まれた文字及び映像等の視覚的表現を、視覚障害人等が認知できる代替資料に変換して、複製することができる。〈新設 2023.8.8.〉

(4)第 2 項及び第 3 項の規定による代替資料の範囲については、大統領令で定める。〈改正 2023.8.8.〉

[題目改正 2023.8.8.]

第 33 条の 2（聴覚障害者等のための複製等）

(1)何人も公表された著作物を、聴覚障害人等のために、「韓国手話言語法」第 3 条第 1 号による韓国手語に変換することができ、このような韓国手語を複製・配布・公演若しくは公衆送信することができる。〈改正 2016.2.3.,2023.8.8.〉

(2)聴覚障害人等の福利増進を目的とする施設のうち、大統領令で定める施設（当該施設の長を含む。）は、営利を目的とせず、かつ聴覚障害人等の利用に供するために必要な範囲内で、公表された著作物等に含まれた音声及び音響等を、字幕など聴覚障害人等が認知できる代替資料に変換して、複製・配布・公演若しくは公衆送信することができる。〈改正 2023.8.8.〉

(3)聴覚障害人等とその保護者は、公表された著作物等に適法にアクセスする場合、聴覚障害人等の個人的な利用のために、その著作物等に含まれた音声・音響等を、字幕等の聴覚障害人等が認知できる代替資料に変換して、複製することができる。〈新設 2023.8.8.〉

(4)第 1 項及び第 3 項の規定による聴覚障害人等の範囲、第 2 項及び第 3 項の規定による代替資料の範囲については、大統領令で定める。〈改正 2023.8.8.〉

[本条新設 2013.7.16.]

第 34 条（放送事業者の一時的な録音・録画）

(1)著作物を放送する権限を有する放送事業者は、自己の放送のため、自体的手段により著作物を一時的に録音し、又は録画することができる。

(2)第 1 項の規定により作成された録音物又は録画物は、録音日又は録画日から 1 年を超えて保存することができない。ただし、録音物又は録画物が記録の資料として大統領令で定める場所に保存される場合には、この限りでない。〈改正 2021.5.18.,2023.8.8.〉

第 35 条（美術著作物等の展示又は複製）

(1)美術著作物等の原本の所有者又はその同意を得た者は、その著作物を原本により展示することができる。ただし、街路・公園・建築物の外壁その他公衆に開放されている場所に常時展示する場合には、この限りでない。

(2)第1項ただし書の規定により開放された場所に常時展示されている美術著作物等は、方法の如何を問わず、これを複製して利用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 建築物を建築物として複製する場合
- 二 彫刻又は絵画を、彫刻又は絵画として複製する場合
- 三 第1項ただし書の規定による開放された場所等に常時展示するために複製する場合
- 四 販売目的で複製する場合

(3)第1項の規定により展示をする者又は美術著作物等の原本を販売しようとする者は、その著作物の解説若しくは紹介を目的とする目録形態の冊子にこれを複製して配布することができる。

(4)委託による肖像画又はこれに類似する写真著作物については、委託者の同意がなければ、これを利用することができない。

第35条の2（著作物の利用過程における一時的複製）

コンピュータで著作物を利用する場合には、円滑で効率的な情報処理のために必要であると認められる範囲内において、その著作物をコンピュータに一時的に複製することができる。ただし、その著作物の利用が著作権を侵害する場合にはこの限りではない。

[本条新設 2011.12.2.]

第35条の3（付随的な複製等）

写真撮影、録音又は録画（以下本条において「撮影等」という。）をする過程において見られ、又聞こえる著作物が、撮影等の主な対象に付随的に含まれる場合は、これを複製・配布・公演・展示若しくは公衆送信することができる。ただし、その利用された著作物の種類及び用途、利用の目的及び性格等に照らし、著作財産権者の利益を不当に害する場合にはその限りではない。

[本条新設 2019.11.26.]

[従前の第35条の3は第35条の5へ移動（2019.11.26.）]

第35条の4（文化施設による複製等）

(1)国家や地方自治団体が運営する文化芸術活動に持続的に利用される施設のうち、大統領令で定める文化施設（当該施設の長を含む。以下本条において「文化施設」という。）は、大統領令に定める基準に該当する相当な調査をしたにもかかわらず、公表された著作物（第3条による外国人の著作物を除く。以下本条において同じ。）の著作財産権者やそ

の居所を知ることができない場合、その文化施設に保管された資料を収集・整理・分析・保存して公衆に提供するための目的（営利を目的とする場合を除く。）でその資料を使用して著作物を複製・配布・公演・展示若しくは公衆送信することができる。〈改正 2023.8.8.〉

(2)著作財産権者は、第1項による文化施設の利用に対して当該著作物の利用を中断することを要求することができ、要求を受けた文化施設は、遅滞なく当該著作物の利用を中断しなければならない。

(3)著作財産権者は、第1項による利用に対して補償金を請求することができ、文化施設は著作財産権者と協議した補償金を支給しなければならない。

(4)第3項により補償金協議手続を経たが、協議が成立しない場合には、文化施設又は著作財産権者は、文化体育観光部長官に補償金決定を申請しなければならない。

(5)第4項による補償金決定申請がある場合に、文化体育観光部長官は、著作物の利用目的・利用形態・利用範囲等を考慮して補償金の規模及び支給時期を定めた後、これを文化施設及び著作財産権者に通報しなければならない。

(6)第1項により文化施設が著作物を利用しようとする場合には、大統領令で定めるところにより利用される著作物の目録・内容等に関する情報の揭示、著作権その他この法律により保護される権利の侵害を防止するための複製防止措置等の必要な措置をしなければならない。

(7)第2項から第5項までの規定による利用中断要求の手続と方法、補償金決定申請及び決定手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2019.11.26.]

第35条の5（著作物の公正な利用）

(1)第23条ないし第35条の4、第101条の3ないし第101条の5の規定の場合以外に、著作物の一般的な利用方法と衝突せず、著作者の正当な利益を不当に害しない場合には、著作物を利用することができる。〈改正 2016.3.22.,2019.11.26.,2023.8.8.〉

(2)著作物利用行為が第1項に該当するかを判断する際には、次の各号の事項等を考慮しなければならない。〈改正 2016.3.22.〉

- 一 利用の目的及び性格
- 二 作品の種類及び用途
- 三 利用された部分が著作物全体で占める比重とその重要性
- 四 著作物の利用がその著作物の現在の市場若しくは価値、又は潜在的な市場若しくは価値に与える影響

[本条新設 2011.12.2.]

[第35条の3から移動 〈2019.11.26.〉]

第 36 条（翻訳等による利用）

(1)第 24 条の 2、第 25 条、第 29 条、第 30 条、第 35 条の 3 ないし第 35 条の 5 の規定により著作物を利用する場合には、その著作物を翻訳・編曲又は改作して利用することができる。〈改正 2011.12.2.,2013.12.30.,2019.11.26.〉

(2)第 23 条・第 24 条・第 26 条・第 27 条・第 28 条・第 32 条・第 33 条又は第 33 条の 2 により著作物を利用する場合には、その著作物を翻訳して利用することができる。〈改正 2011.12.2.,2013.7.16.〉

第 37 条（出所の明示）

(1)この款の規定により著作物を利用する者は、その出所を明示しなければならない。ただし、第 26 条、第 29 条ないし第 32 条、第 34 条及び第 35 条の 2 ないし第 35 条 4 の場合には、この限りでない。〈改正 2011.12.2.,2019.11.26.〉

(2)出所の明示は、著作物の利用状況に応じて合理的と認められる方法でこれをしなければならず、著作者の実名又は異名が表示された著作物については、その実名又は異名を明示しなければならない。

第 37 条の 2（適用除外）

プログラムについては、第 23 条、第 25 条、第 30 条及び第 32 条の規定を適用しない。

[本条新設 2009.4.22.]

第 38 条（著作人格権との関係）

この款の各条の規定は、著作人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

第 3 款 著作財産権の保護期間

第 39 条（保護期間の原則）

(1)著作財産権は、この款に特別な規定がある場合を除き、著作者の生存する間及び死後 70 年間存続する。〈改正 2011.6.30.〉

(2)共同著作物の著作財産権は、最後に死亡した著作者の死後 70 年間存続する。〈改正 2011.6.30.〉

第 40 条（無名又は異名著作物等の保護期間）

(1)無名又は広く知られていない異名が表示された著作物の著作財産権は、公表された時から 70 年間存続する。ただし、この期間内に著作者の死後 70 年を経過したと認められる

正当な事由が生じたときは、その著作財産権は、著作者の死後 70 年を経過したと認められる時に消滅したものとみなす。〈改正 2011.6.30.〉

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、第 1 項の規定は適用しない。

- 一 第 1 項の期間内に著作者の実名又は広く知られた異名が明らかになった場合
- 二 第 1 項の期間内に第 53 条第 1 項の規定による著作者の実名登録があった場合

第 41 条（業務上著作物の保護期間）

業務上著作物の著作財産権は、公表された時から 70 年間存続する。ただし、創作した時から 50 年以内に公表されなかった場合には、創作した時から 70 年間存続する。〈改正 2011.6.30.〉

第 42 条（映像著作物の保護期間）

映像著作物の著作財産権は、第 39 条及び第 40 条の規定にかかわらず、公表した時から 70 年間存続する。ただし、創作した時から 50 年以内に公表されなかった場合には、創作した時から 70 年間存続する。〈改正 2009.4.22., 2011.6.30.〉

[題目改正 2011.6.30.]

第 43 条（継続的刊行物等の公表時期）

(1) 第 40 条第 1 項又は第 41 条の規定による公表時期は、冊・号又は回等を追って公表する著作物の場合は、毎冊・毎号又は毎回等の公表時とし、一部分ずつを順次公表して完成する著作物の場合は、最終部分の公表時とする。〈改正 2011.6.30.〉

(2) 一部分ずつを順次公表して全部を完成する著作物の継続すべき部分が直近の公表の時より 3 年を経過しても公表されない場合は、既に公表された部分の最後の部分を第 1 項の規定による最終部分とみなす。〈改正 2023.8.8.〉

第 44 条（保護期間の起算）

この款に規定する著作財産権の保護期間を計算するときは、著作者が死亡した日、又は著作物を創作し、若しくは公表した日がそれぞれ属する年の翌年から起算する。

第 4 款 著作財産権の譲渡・行使・消滅

第 45 条（著作財産権の譲渡）

(1) 著作財産権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

(2) 著作財産権の全部を譲渡する場合において、特約がないときは、第 22 条の規定による二次的著作物を作成して利用する権利は含まないものと推定する。ただし、プログラム

については、特約がなければ、二次的著作物作成権とともに譲渡されたものと推定する。
〈改正 2009.4.22.,2023.8.8.〉

第 46 条（著作物の利用許諾）

(1)著作財産権者は、他の者に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

(2)第 1 項の規定により許諾を受けた者は、許諾された利用方法及び条件の範囲内においてその著作物を利用することができる。

(3)第 1 項の規定による許諾により著作物を利用することができる権利は、著作財産権者の同意がなければ第三者にこれを譲渡することができない。

第 47 条（著作財産権を目的とする質権の行使等）

(1)著作財産権を目的とする質権は、その著作財産権の譲渡又はその著作物の利用により著作財産権者が受けるべき金銭その他の物（第 57 条による排他的発行権及び第 63 条による出版権設定の対価を含む。）に対しても行使することができる。ただし、これらの支給又は引渡しの前に、これらを差押えなければならない。〈改正 2009.4.22.,2011.12.2.〉

(2)質権の目的とされた著作財産権は、設定行為に特約がなければ、著作財産権者がこれを行行使する。〈新設 2009.4.22.,改正 2023.8.8.〉

[題目改正 2009.4.22.]

第 48 条（共同著作物の著作財産権の行使）

(1)共同著作物の著作財産権は、その著作財産権者全員の合意によらなければこれを行行使することができず、他の著作財産権者の同意がなければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。これらの場合において、各著作財産権者は、信義に反して合意の成立を妨げ、又は同意を拒否することができない。

(2)共同著作物の利用による利益は、共同著作者間に特約のないときは、その著作物の創作に寄与した程度に応じて各自に配分される。この場合において、各自の寄与の程度が明確でないときは、均等なものと推定する。

(3)共同著作物の著作財産権者は、その共同著作物に対する自己の持分を放棄することができ、自己の持分を放棄し又は相続人なしに死亡した場合は、その持分は、他の著作財産権者にその持分の比率に従って配分される。

(4)第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定は、共同著作物の著作財産権の行使について準用する。

第 49 条（著作財産権の消滅）

著作財産権が次の各号のいずれかに該当する場合は、消滅する。

一 著作財産権者が相続人なしに死亡した場合において、その権利が「民法」その他の法律の規定により国庫に帰属する場合

二 著作財産権者である法人又は団体が解散し、その権利が「民法」その他の法律の規定により国庫に帰属する場合

第5節 著作物利用の法定許諾

第50条（著作財産権者が不明な著作物の利用）

(1)何人も、大統領令で定める基準に該当する相当な努力を払っても、公表された著作物の著作財産権者又はその居所が知ることができないためにその著作物の利用許諾を得ることができない場合には、大統領令で定めるところにより、文化体育観光部長官の承認を得た後、文化体育観光部長官の定める基準による補償金を委員会に支給し、これを利用することができる。〈改正 2008.2.29.,2019.11.26.,2020.2.4.〉

(2)第1項の規定により著作物を利用する者は、その旨及び承認年月日を表示しなければならない。

(3)第1項の規定により法定許諾された著作物が改めて法定許諾の対象となるときは、第1項の規定による大統領令で定める基準に該当する相当な努力の手続を省略することができる。ただし、その著作物に対する法定許諾の承認の以前に、著作財産権者が大統領令で定める手続に従って異議を提起したときは、この限りでない。〈改正 2021.5.18.〉

(4)文化体育観光部長官は、大統領令で定めるところにより、法定許諾の内容を情報通信網に掲示しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2021.5.18.〉

(5)第1項による補償を受ける権利は、委員会を通じて行使されなければならない。〈新設 2019.11.26.,改正 2020.2.4.〉

(6)委員会は、第1項により補償金を支給された日から10年が過ぎた未分配補償金に対して、文化体育観光部長官の承認を得て第25条第10項各号のいずれかに該当する目的のために使用することができる。〈新設 2019.11.26.改正 2020.2.4.,2023.8.8.〉

(7)第1項及び第6項による補償金の支給手続・方法及び未分配補償金の使用承認等に必要事項は、大統領令で定める。〈新設 2019.11.26.〉

第51条（公表された著作物の放送）

公表された著作物を公益のための必要により放送しようとする放送事業者がその著作財産権者と協議をしても協議が成立しない場合は、大統領令で定めるところにより、文化体育観光部長官の承認を得た後、文化体育観光部長官の定める基準による補償金を当該著作財産権者に支給又は供託してこれを放送することができる。〈改正 2008.2.29.,2021.5.18.,2023.8.8.〉

第 52 条（商業用音盤の製作）

商業用音盤が我が国において最初に販売されてから 3 年を経過した場合、その音盤に録音されている著作物を録音して他の商業用音盤を製作しようとする者がその著作財産権者と協議をしても協議が成立しない場合は、大統領令で定めるところにより、文化体育観光部長官の承認を得た後、文化体育観光部長官の定める基準による補償金を著作財産権者に支給又は供託して他の商業用音盤を製作することができる。〈改正 2008.2.29.,2016.3.22.,2021.5.18.,2023.8.8〉

[題目改正 2016.3.22.]

第 6 節 登録及び認証

第 53 条（著作権の登録）

(1) 著作者は、次の各号の事項を登録することができる。〈改正 2021.5.18.〉

- 一 著作者の実名・異名（公表当時に異名を使用した場合に限る。）・国籍・住所又は居所
- 二 著作物の題号・種類・創作年月日
- 三 公表の有無及び最初に公表された国・公表年月日
- 四 その他大統領令で定める事項

(2) 著作者が死亡した場合において、著作者に特別な意思表示がないときは、その遺言により指定された者又は相続人が第 1 項各号の規定による登録をすることができる。

(3) 第 1 項及び第 2 項の規定により著作者として実名が登録された者はその登録著作物の著作者と、創作年月日又は最初の公表年月日が登録された著作物は登録された年月日に創作又は最初に公表されたものと、それぞれ推定する。ただし、著作物を創作した時から 1 年が経過した後に創作年月日を登録した場合には、登録された年月日に創作されたものと推定しない。〈改正 2009.4.22.,2023.8.8.〉

第 54 条（権利変動等の登録・効力）

次の各号に掲げる事項は、これを登録することができ、登録しなければ第三者に対抗することができない。〈改正 2011.12.2.,2023.8.8.〉

- 一 著作財産権の譲渡（相続その他の一般承継の場合を除く。）又は処分制限
- 二 第 57 条による排他的発行権又は第 63 条による出版権の設定・移転・変更・消滅又は処分制限

三 著作権、第 57 条による排他的発行権及び第 63 条による出版権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅又は処分制限

第 55 条（登録の手續等）

(1)第 53 条及び第 54 条の規定による登録は、委員会が著作権登録簿（プログラムの場合にはプログラム登録簿をいう。以下同じ。）に記録することにより行う。〈改正 2008.2.29.,2009.4.22.,2020.2.4.〉

(2)委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請を返戻することができる。ただし、申請の欠缺を補正することのできる場合に申請人が申請当日にこれを補正したときは、この限りでない。〈改正 2008.2.29.,2020.2.4.〉

- 一 登録申請をした対象が著作物でない場合
- 二 登録申請をした対象が第 7 条による保護を受けられない著作物である場合
- 三 登録申請をする権限のない者が登録申請をした場合
- 四 登録申請に必要な資料又は書類を添付しなかった場合
- 五 第 53 条第 1 項又は第 54 条により登録を申請した事項の内容が文化体育観光部令で定める登録申請書添付書類の内容と一致しない場合
- 六 登録申請が文化体育観光部令で定める書式に合わない場合

(3)第 2 項により登録申請が返戻された場合、その登録申請した者は返戻された日から 1 ヶ月以内に委員会に異議を申請することができる。〈新設 2020.2.4.〉

(4)委員会は第 3 項による異議申請を受けたときには、申請を受けた日から 1 ヶ月以内に審査してその結果を申請人に通知しなければならない。〈新設 2020.2.4.〉

(5)委員会は第 2 項による返戻処分に対する異議申請を却下又は棄却する決定をしたときには、申請人に行政審判又は行政訴訟を提起することができるという趣旨を異議申請結果を通知するときに合わせて知らせなければならない。〈新設 2020.2.4.,改正 2023.5.16.〉

(6)委員会は、第 1 項の規定により著作権登録簿に記載した登録について登録公報を発行し又は情報通信網に掲示しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2020.2.4.〉

(7)委員会は著作権登録簿の閲覧又は写本発給を申請する者がいる場合には、これを閲覧させ、又はその写本を交付しなければならない。〈新設 2020.2.4.〉

(8)第 1 項から第 7 項に規定した事項以外に、登録、登録申請の返戻、異議申請、登録公報の発行又は掲示、著作権登録簿の閲覧及び写本の発給に関して必要な事項は、大統領令で定める。〈改正 2020.2.4.,2021.5.18.〉

第 55 条の 2（錯誤・欠落の通知及び職権更訂）

(1)委員会は、著作権登録簿に記録された事項に錯誤があつたり、欠落したものがあつたことを発見したときは、遅滞なくその事実を第 53 条又は第 54 条による登録をした者（以下「著作権登録者」という。）に知らせなければならない。

(2)第1項の錯誤又は欠落が登録担当職員の誤りによるものである場合には、遅滞なくその登録された事項を更正し、その内容を著作権登録者に知らせなければならない。

(3)委員会は、第1項及び第2項による登録事項の更訂に利害関係を有する第三者がいる場合には、その第三者にも錯誤や欠落の内容とそれに伴う更訂事実を知らなければならない。

[本条新設 2020.2.4.]

[従前の第55条の2は、第55条の5に移動〈2020.2.4.〉]

第55条の3（変更登録等の申請等）

(1)著作権登録者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、文化体育観光部令で定めるところにより当該申請書にこれを証明できる書類を添付し、委員会に変更・更訂・抹消登録又は抹消した登録の回復登録（以下「変更登録等」という。）を申請することができる。

- 一 著作権登録部に記録された事項が変更された場合
- 二 登録に錯誤があるか、又は欠落しているものがある場合
- 三 登録の抹消を望む場合
- 四 抹消された登録の回復を望む場合

(2)委員会は、変更登録等申請書に記載された内容がこれを証明する書類の内容と合致しない場合には、申請を返戻することができる。

(3)第2項により登録申請が返戻された場合にその登録を申請した者は、異議を申請することができる。この場合、異議申請に関しては、第55条第3項ないし第5項及び第8項を準用する。

(4)委員会は、変更登録等の申請を受け入れたときは、その内容を著作権登録部に記録しなければならない。

(5)その他変更登録等の申請、申請の返戻等に必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2020.2.4.]

第55条の4（職権抹消登録）

(1)委員会は、第53条又は第54条による登録が第55条第2項第1号ないし第3号及び第5号のいずれかに該当することを知った場合には、その登録を職権で抹消することができる。

(2)委員会は、第1項により登録を抹消するためには、聴聞をしなければならない。ただし、第1項による抹消事由が確定判決により確認された場合には、この限りでない。

(3)委員会は、第2項ただし書に従って聴聞をせず登録を抹消する場合には、その抹消の事実を著作権登録者及び利害関係のある第三者に知らせなければならない。

[本条新設 2020.2.4.]

第 55 条の 5（秘密保持義務）

第 53 条ないし第 55 条、第 55 条の 2 ないし第 55 条の 4 の規定による登録業務を遂行する職に在職する者と在職した者は、職務上知り得た秘密を他人に漏洩してはならない。
〈改正 2020.2.4.〉

[本条新設 2009.4.22.]

[第 55 条の 2 から移動 〈2020.2.4.〉]

第 56 条（権利者等の認証）

(1)文化体育観光部長官は、著作物等の取引の安全と信頼の保護のため、認証機関を指定することができる。〈改正 2008.2.29.〉

(2)第 1 項の規定による認証機関の指定、指定の取消及び認証手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。〈改正 2009.4.22.〉

(3)第 1 項の規定による認証機関は、認証に関連する手数料を受けることができ、その金額は、文化体育観光部長官が定める。〈改正 2008.2.29.〉

第 7 節 排他的発行権 〈改正 2011.12.2.〉

第 57 条（排他的発行権の設定）

(1)著作物を発行したり、複製・転送（以下「発行等」という。）する権利を有する者は、その著作物を発行等に利用しようとする者に対して排他的権利（以下「排他的発行権」といい、第 63 条による著作権は除く。以下同じ。）を設定することができる。〈改正 2011.12.2.〉

(2)著作財産権者は、その著作物に対して発行等の方法及び条件が重複しない範囲内で新たな排他的発行権を設定することができる。〈新設 2011.12.2.〉

(3)第 1 項により排他的発行権の設定を受けた者(以下「排他的発行権者」という。)は、その設定行為で定めるところにより、その排他的発行権の目的である著作物を発行等の方法により利用する権利を有する。〈改正 2011.12.2.〉

(4)著作財産権者は、その著作物の複製権・配布権・転送権を目的とする質権が設定されている場合には、その質権者の許諾を得たときに限り、排他的発行権を設定することができる。〈改正 2011.12.2.〉

[題目改正 2011.12.2.]

第 58 条（排他的発行権者の義務）

(1)排他的発行権者は、その設定行為に特約がないときは、排他的発行権の目的である著作物を複製するために必要な原稿又はこれに相応する物を受けた日から9ヶ月以内にこれを発行等の方法による利用しなければならない。〈改正 2011.12.2.,2021.5.18.〉

(2)排他的発行権者は、その設定行為に特約がないときは、慣行によりその著作物を引き続き発行等の方法により利用しなければならない。〈改正 2011.12.2.〉

(3)排他的発行権者は、特約がないときは、各複製物に大統領令で定めるところにより著作財産権者の表示をしなければならない。ただし、「新聞等の振興に関する法律」第9条第1項により登録された新聞及び「雑誌等定期行物の振興に関する法律」第15条及び第16条により登録又は申告された定期行物の場合には、この限りでない。〈改正 2011.12.2.,2020.2.4.〉

[題目改正 2011.12.2.]

第58条の2（著作物の修正増減）

(1)排他的発行権者が排他的発行権の目的である著作物を発行等の方法で再度利用する場合に、著作者は正当な範囲内でその著作物の内容を修正又は増減することができる。〈改正 2011.12.2.〉

(2)排他的発行権者は、排他的発行権の目的である著作物を発行等の方法で再度利用しようとする場合に、特約がないときは、その都度あらかじめ著作者にその事実を知らせなければならない。〈改正 2011.12.2.〉

[第59条から移動 〈2011.12.2.〉]

第59条（排他的発行権の存続期間等）

(1)排他的発行権は、その設定行為に特約がないときは、初めて発行等をした日から3年間存続する。ただし、著作物の映像化のために排他的発行権を設定する場合には、5年とする。〈改正 2011.12.2.,2023.8.8.〉

(2)著作財産権者は、排他的発行権の存続期間中、その排他的発行権の目的である著作物の著作者が死亡したときは、第1項にもかかわらず、著作者のために著作物を全集その他の編集物に収録し、又は全集その他の編集物の一部である著作物を分離して、これを別途発行等の方法により利用することができる。〈改正 2011.12.2.〉

[第60条から移動、従前の第59条は第58条の2に移動 〈2011.12.2.〉]

[題目改正 〈2011.12.2.〉]

第60条（排他的発行権の消滅通知）

(1)著作財産権者は、排他的発行権者が第58条第1項又は第2項に違反した場合には、6ヶ月以上の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行しないときは、排他的発行権の消滅を通知することができる。〈改正 2011.12.2.,2021.5.18.,2023.8.8.〉

(2)著作財産権者は、排他的発行権者がその著作物を発行等の方法で利用することが不可能又は利用する意思がないことが明白な場合には、第1項にもかかわらず直ちに排他的発行権の消滅を通知することができる。〈改正 2011.12.2.,2023.8.8.〉

(3)第1項又は第2項により排他的発行権の消滅を通知した場合には、排他的発行権者が通知を受けたときに排他的発行権が消滅したものとみなす。〈改正 2011.12.2.,2023.8.8.〉

(4)第3項の場合に著作財産権者は、排他的発行権者に対していつでも原状回復を請求し、また発行等を中止することによる損害の賠償を請求することができる。〈改正 2011.12.2.〉

[第61条から移動、従前の第60条は第59条に移動 〈2011.12.2.〉]

[題目改正 〈2011.12.2.,改正 2023.8.8.〉]

第61条（排他的発行権消滅後の複製物の配布）

排他的発行権がその存続期間の満了その他の事由で消滅した場合には、その排他的発行権を有していた者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、その排他的発行権の存続期間中に作られた複製物を配布することができない。〈改正 2011.12.2.〉

一 排他的発行権の設定行為に特約がある場合

二 排他的発行権の存続期間中に著作財産権者にその著作物の発行による対価を支給し、その対価に相当する部数の複製物を配布する場合

[第62条から移動、従前の第61条は第60条に移動 〈2011.12.2.〉]

[題目改正 〈2011.12.2.〉]

第62条（排他的発行権の譲渡・制限等）

(1)排他的発行権者は、著作財産権者の同意なく排他的発行権を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。

(2)排他的発行権の目的となっている著作物の複製等に関しては、第23条、第24条、第25条第1項ないし第5項、第26条ないし第28条、第30条ないし第33条、第35条第2項及び第3項、第35条の2ないし第35条の5、第36条及び第37条を準用する。〈改正 2019.11.26.,2020.2.4.〉

[全文改正 〈2011.12.2.〉]

[第63条から移動、従前の第62条は第61条に移動 〈2011.12.2.〉]

第7節の2 著作権〈新設 2011.12.2.〉

第63条（著作権の設定）

(1)著作物を複製・配布する権利を有する者（以下「複製権者」という。）は、その著作物を印刷その他これに類する方法により文書又は図画として発行しようとする者に対し、これを出版する権利（以下「出版権」という。）を設定することができる。

(2)第1項の規定により出版権の設定を受けた者（以下「出版権者」という。）は、その設定行為で定めるところに従って、その出版権の目的である著作物を原作どおりに出版する権利を有する。

(3)複製権者は、その著作物の複製権を目的とする質権が設定されている場合は、その質権者の許諾を得たときに限り、出版権を設定することができる。

[本条新設 2011.12.2.]

[従前の第63条は第62条に移動（2011.12.2.）]

第63条の2（準用）

第58条ないし第62条の規定は、出版権について準用する。この場合において、「排他的発行権」は「出版権」と、「著作財産権者」は「複製権者」と読み替えるものとする。

[本条新設 2011.12.2.]

第3章 著作隣接権

第1節 通則

第64条（保護される実演・音盤・放送）

(1)次の各号各目のいずれかに該当する実演・音盤及び放送は、この法律による保護を受ける。〈改正 2011.12.2.,2021.5.18.,2023.8.8.〉

一 実演

ガ 大韓民国国民（大韓民国の法律により設立された法人及び大韓民国国内に主たる事務所を有する外国法人を含む。以下同じ。）が行う実演

ナ 大韓民国が加入し又は締結した条約により保護される実演

ダ 第2号各目の音盤に固定された実演

ラ 第3号各目の放送により送信される実演（送信前に録音又は録画されている実演を除く。）

二 音盤

ガ 大韓民国国民を音盤製作者とする音盤

ナ 音が最初に大韓民国国内において固定された音盤

ダ 大韓民国が加入し又は締結した条約により保護される音盤として、条約締約国内において最初に固定された音盤

ラ 大韓民国が加入し又は締結した条約により保護される音盤として、条約締約国の国民（当該締約国の法律により設立された法人及び当該締約国内に主たる事務所を有する法人を含む。）を音盤製作者とする音盤

三 放送

ガ 大韓民国国民である放送事業者の放送

ナ 大韓国内にある放送設備により行われる放送

ダ 大韓民国が加入し又は締結した条約により保護される放送として、条約締約国の国民である放送事業者が当該条約締約国内にある放送設備により行う放送

(2)第1項により保護される外国人の実演・音盤及び放送であっても、当該外国で保護期間が満了した場合には、この法律による保護期間を認めない。〈新設 2011.12.2.〉

第 64 条の 2（実演者等の推定）

この法律により保護される実演・音盤・放送に関連して、実演者、音盤製作者又は放送事業者としての実名又は広く知られた異名が一般的な方法で表示された者は、実演者、音盤製作者又は放送事業者として、その実演・音盤・放送に対して、それぞれ実演者の権利、音盤製作者の権利、放送事業者の権利を有するものと推定する。

[本条新設 2011.6.30.]

第 65 条（著作権との関係）

この章の各条の規定は、著作権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

第 2 節 実演者の権利

第 66 条（姓名表示権）

(1)実演者は、その実演若しくは実演の複製物に実名又は異名を表示する権利を有する。

(2)実演を利用する者は、その実演者の特別な意思表示がないときは、実演者がその実名又は異名を表示したところに従い、これを表示しなければならない。ただし、実演の性質又はその利用目的及び形態等に照らし、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

第 67 条（同一性保持権）

実演者は、その実演の内容及び形式の同一性を保持する権利を有する。ただし、実演の性質又はその利用目的及び形態等に照らし、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

第 68 条（実演者の人格権の一身専属性）

第 66 条及び第 67 条に規定された権利（以下「実演者の人格権」という。）は、実演者の一身に専属する。

第 69 条（複製権）

実演者は、その実演を複製する権利を有する。

第 70 条（配布権）

実演者は、その実演の複製物を配布する権利を有する。ただし、実演の複製物が実演者の許諾を得て販売等の方法により取引に供された場合には、この限りでない。

第 71 条（貸与権）

実演者は、第 70 条ただし書きの規定にかかわらず、自己の実演が録音された商業用音盤を営利を目的として貸与する権利を有する。〈改正 2016.3.22.,2021.5.18.〉

第 72 条（公演権）

実演者は、自己の固定されていない実演を公演する権利を有する。ただし、その実演が放送される実演である場合には、この限りでない。

第 73 条（放送権）

実演者は、自己の実演を放送する権利を有する。ただし、実演者の許諾を得て録音された実演については、この限りでない。

第 74 条（伝送権）

実演者は、自己の実演を伝送する権利を有する。

第 75 条（放送事業者の実演者に対する補償）

(1)放送事業者が実演が録音された商業用音盤を使用して放送する場合は、相当な補償金を支給しなければならない。ただし、実演者が外国人の場合において、当該外国において大韓民国国民である実演者に本項の規定による補償金を認めていないときは、この限りでない。〈改正 2016.3.22.〉

(2)第1項の規定による補償金の支給等については、第25条第7項ないし第11項の規定を準用する。〈改正 2020.2.4.〉

(3)第2項の規定による団体が補償権利者のために請求することのできる補償金の額は、毎年、その団体と放送事業者との協議により定める。

(4)第3項の規定による協議が成立しない場合、その団体又は放送事業者は、大統領令で定めるところに従い、委員会に調停を申請することができる。〈改正 2009.4.22.,2020.2.4.〉

第76条（デジタル音声送信事業者の実演者に対する補償）

(1)デジタル音声送信事業者が実演の録音された音盤を使用して送信する場合には、相当な補償金をその実演者に支給しなければならない。

(2)第1項の規定による補償金の支給等については、第25条第7項ないし第11項の規定を準用する。〈改正 2020.2.4.〉

(3)第2項の規定による団体が補償権利者のために請求することのできる補償金の額は、毎年、その団体とデジタル音声送信事業者が、大統領令で定める期間内に協議して定める。〈改正 2021.5.18.〉

(4)第3項の規定による協議が成立しない場合には、文化体育観光部長官が定めて告示する金額を支給する。〈改正 2008.2.29.〉

第76条の2（商業用音盤を使用して公演をする者の実演者に対する補償）

(1)実演が録音された商業用音盤を使用して公演をする者は、その実演者に対し、相当な補償金を支給しなければならない。ただし、実演者が外国人の場合において、当該外国において大韓民国国民である実演者に本項の規定による補償金を認めていないときは、この限りでない。〈改正 2016.3.22.〉

(2)第1項の規定による補償金の支給及び金額等について第25条第7項ないし第11項及び第76条第3項・第4項の規定を準用する。〈改正 2020.2.4.〉

[本条新設 2009.3.25.]

[題目改正 2016.3.22.]

第77条（共同実演者）

(1)2人以上の者が共同して合唱・合奏又は演劇等を実演する場合において、この節に規定された実演者の権利（実演者の人格権を除く。）は、共同して実演する者が選出する代表者がこれを行行使する。ただし、代表者の選出がない場合は、指揮者又は演出者等がこれを行行使する。〈改正 2021.5.18.〉

(2)第1項の規定により実演者の権利を行行使する場合において、独唱又は独奏がともに実演されるときは、独唱者又は独奏者の同意を得なければならない。

(3)第15条の規定は、共同実演者の人格権行使について準用する。

第3節 音盤製作者の権利

第78条（複製権）

音盤製作者は、その音盤を複製する権利を有する。

第79条（配布権）

音盤製作者は、その音盤を配布する権利を有する。ただし、音盤の複製物が音盤製作者の許諾を得て販売等の方法により取引に供された場合には、この限りでない。

第80条（貸与権）

音盤製作者は、第79条ただし書きの規定にかかわらず、商業用音盤を営利を目的として貸与する権利を有する。〈改正 2016.3.22.,2021.5.18.〉

第81条（伝送権）

音盤製作者は、その音盤を伝送する権利を有する。

第82条（放送事業者の音盤製作者に対する補償）

(1)放送事業者が商業用音盤を使用して放送する場合には、相当な補償金をその音盤製作者に対し、支給しなければならない。ただし、音盤製作者が外国人の場合において、当該外国において大韓民国国民である音盤製作者に本項の規定による補償金を認めていないときは、この限りでない。〈改正 2016.3.22.〉

(2)第1項の規定による補償金の支給及び金額等については、第25条第7項ないし第11項及び第75条第3項・第4項の規定を準用する。〈改正 2020.2.4.〉

第83条（デジタル音声送信事業者の音盤製作者に対する補償）

(1)デジタル音声送信事業者が音盤を使用して送信する場合には、相当な補償金をその音盤製作者に支給しなければならない。

(2)第1項の規定による補償金の支給及び金額等については、第25条第7項ないし第11項及び第76条第3項・第4項の規定を準用する。〈改正 2020.2.4.〉

第83条の2（商業用音盤を使用して公演をする者の音盤製作者に対する補償）

(1)商業用音盤を使用して公演をする者は、その音盤製作者に対し、相当な補償金を支給しなければならない。ただし、音盤製作者が外国人の場合において、当該外国において大

韓民国国民である音盤製作者に本項の規定による補償金を認めていないときは、この限りでない。〈改正 2016.3.22.〉

(2)第1項の規定による補償金の支給及び金額等については、第25条第7項ないし第11項及び第76条第3項・第4項の規定を準用する。〈改正 2020.2.4.〉

[本条新設 2009.3.25.]

[題目改正 2016.3.22.]

第4節 放送事業者の権利

第84条（複製権）

放送事業者は、その放送を複製する権利を有する。

第85条（同時中継放送権）

放送事業者は、その放送を同時中継放送する権利を有する。

第85条の2（公演権）

放送事業者は、公衆のアクセスが可能な場所で放送の視聴に関連して入場料を受ける場合にその放送を公演する権利を有する。

[本条新設 2011.6.30.]

第5節 著作隣接権の保護期間

第86条（保護期間）

(1)著作隣接権は、次の各号のいずれかに該当するときに発生し、如何なる手続や形式の履行を必要としない。〈改正 2011.12.2.〉

- 一 実演の場合には、その実演をしたとき
- 二 音盤の場合には、その音を最初に音盤に固定したとき
- 三 放送の場合には、その放送をしたとき

(2)著作隣接権（実演者の人格権は除く。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する時の属する年の翌年から起算して70年（放送の場合には50年）間、存続する。〈改正 2011.12.2.,2023.8.8.〉

一 実演の場合には、その実演をしたとき。ただし、実演をしたときから50年以内に実演が固定された音盤が発行された場合には音盤を発行したとき

二 音盤の場合には、その音盤を発行したとき。ただし、音を音盤に最初に固定したときの属する年の翌年から起算して 50 年を経過するまで音盤を発行しなかったときは、音を音盤に最初に固定したとき

三 放送の場合には、その放送をしたとき

第 6 節 著作隣接権の制限・譲渡・行使等

第 87 条（著作隣接権の制限）

(1)著作隣接権の目的となる実演・音盤又は放送の利用については、第 23 条、第 24 条、第 25 条第 1 項ないし第 5 項、第 26 条ないし第 32 条、第 33 条第 2 項、第 34 条、第 35 条の 2 ないし第 35 条の 5、第 36 条及び第 37 条の規定を準用する。〈改正 2011.12.2.,2019.11.26.,2020.2.4.〉

(2)デジタル音声送信事業者は、第 76 条第 1 項及び第 83 条第 1 項の規定により実演が録音された音盤を使用して送信する場合には、自体の手段で実演の録音された音盤を一時的に複製することができる。この場合において、複製物の保存期間については、第 34 条第 2 項の規定を準用する。〈新設 2009.4.22.〉

第 88 条（著作隣接権の譲渡・行使等）

著作隣接権の譲渡について第 45 条第 1 項の規定を、実演・音盤又は放送の利用許諾については第 46 条の規定を、著作隣接権を目的とする質権の行使については第 47 条の規定を、著作隣接権の消滅については第 49 条の規定を、実演・音盤又は放送の排他的発行権の設定等については第 57 条ないし第 62 条の規定を、それぞれ準用する。

[全文改正 2011.12.2.]

第 89 条（実演・音盤及び放送利用の法定許諾）

第 50 条ないし第 52 条の規定は、実演・音盤及び放送の利用について準用する。〈改正 2023.8.8.〉

第 90 条（著作隣接権の登録）

著作隣接権又は著作隣接権の排他的発行権の登録、変更登録等に関しては、第 53 条ないし第 55 条及び第 55 条の 2 ないし第 55 条の 5 の規定を準用する。この場合において、第 55 条、第 55 条の 2 及び第 55 条の 3 の中に「著作権登録簿」とあるのは、「著作隣接権登録簿」と読み替えるものとする。

[全文改正 2020.2.4.]

第4章 データベース製作者の保護

第91条（保護されるデータベース）

(1) 次の各号のいずれかに該当する者のデータベースは、この法律による保護を受ける。

一 大韓民国の国民

二 データベースの保護に関して大韓民国が加入し、又は締結した条約により保護される外国人

(2) 第1項の規定により保護される外国人のデータベースであっても、その外国において大韓民国国民のデータベースが保護されない場合は、それに相応して、条約及びこの法律による保護を制限することができる。

第92条（適用除外）

次の各号のいずれかに該当するデータベースについては、この章の規定を適用しない。

一 データベースの製作・更新等又は運営に利用されるコンピュータプログラム

二 無線若しくは有線通信を技術的に可能にするために製作され、又は更新等がされるデータベース

第93条（データベース製作者の権利）

(1) データベース製作者は、当該データベースの全部又は相当な部分を複製・配布・放送又は伝送（以下本条において「複製等」という。）する権利を有する。

(2) データベースの個別の素材は、第1項の規定による当該データベースの相当な部分とみなさない。ただし、データベースの個別の素材若しくはその相当な部分に至っていない部分の複製等であっても、反復的若しくは特定の目的のために体系的に行うことにより、当該データベースの通常の利用と衝突し、又はデータベース製作者の利益を不当に害する場合は、当該データベースの相当な部分の複製等とみなす。〈改正 2021.5.18., 2023.8.8.〉

(3) この章による保護は、データベースの構成部分となる素材の著作権その他この法律により保護される権利に影響を及ぼさない。

(4) この章による保護は、データベースの構成部分となる素材それ自体には及ばない。

第94条（データベース製作者の権利の制限）

(1) データベース製作者の権利の目的となるデータベースの利用に関しては、第23条、第28条ないし第34条、第35条の2、第35条の4、第35条の5、第36条及び第37条の規定を準用する。〈改正 2011.12.2., 2019.11.26.〉

(2)次の各号のいずれかに該当する場合は、何人もデータベースの全部若しくはその相当な部分を複製・配布・放送又は伝送することができる。ただし、当該データベースの通常の利用と抵触する場合は、この限りでない。〈改正 2021.5.18.,2023.8.8.〉

一 教育・学術又は研究のために利用する場合。ただし、営利を目的とする場合は、この限りでない。

二 時事報道のために利用する場合

第 95 条（保護期間）

(1)データベース製作者の権利は、データベースの製作を完了した時に発生し、その時の属する年の翌年から起算して 5 年間存続する。

(2)データベースの更新等のために人的又は物的に相当な投資が行われた場合において、当該部分に対するデータベース製作者の権利はその更新等をした時に発生し、その時の属する年の翌年から起算して 5 年間存続する。〈改正 2021.5.18.〉

第 96 条（データベース製作者の権利の譲渡・行使等）

データベースの取引提供に関しては第 20 条ただし書の規定を、データベース製作者の権利の譲渡に関しては第 45 条第 1 項の規定を、データベースの利用許諾に関しては第 46 条の規定を、データベース製作者の権利を目的とする質権の行使に関しては第 47 条の規定を、共同データベースのデータベース製作者の権利の行使に関しては第 48 条の規定を、データベース製作者の権利の消滅に関しては第 49 条の規定を、データベースの排他的発行権の設定等に関しては第 57 条ないし第 62 条の規定を、それぞれ準用する。

[全文改正 2011.12.2.]

第 97 条（データベース利用の法定許諾）

第 50 条及び第 51 条の規定は、データベースの利用について準用する。

第 98 条（データベース製作者の権利の登録）

データベース製作者の権利及びデータベース製作者の権利の排他的発行権の登録、変更登録等に関しては、第 53 条ないし第 55 条及び第 55 条の 2 ないし第 55 条の 5 の規定を準用する。この場合において、第 55 条、第 55 条の 2 及び第 55 条の 3 中の「著作権登録簿」とあるのは、「データベース製作者権利登録簿」と読み替えるものとする。

[全文改正 2020.2.4.]

第5章 映像著作物に関する特例

第99条（著作物の映像化）

(1)著作財産権者が著作物の映像化を他の者に許諾した場合において、特約のないときは、次の各号に掲げる権利を含めて許諾したものと推定する。

- 一 映像著作物を製作するために著作物を脚色すること
- 二 公開上映を目的とした映像著作物を公開上映すること
- 三 放送を目的とした映像著作物を放送すること
- 四 伝送を目的とした映像著作物を伝送すること
- 五 映像著作物を、その本来の目的に従って複製・配布すること
- 六 映像著作物の翻訳物を、その映像著作物と同じ方法により利用すること

(2)著作財産権者は、その著作物の映像化を許諾した場合において、特約のないときは、許諾した日から5年を経過した時に、その著作物を他の映像著作物として映像化することを許諾することができる。〈改正 2023.8.8.〉

第100条（映像著作物に対する権利）

(1)映像製作者と映像著作物の製作に協力することを約定した者がその映像著作物に係る著作権を取得した場合において、特約のない限り、その映像著作物を利用するために必要な権利は、映像製作者がその譲渡を受けたものと推定する。〈改正 2023.8.8.〉

(2)映像著作物の製作に使用する小説・脚本・美術著作物又は音楽著作物等の著作財産権は、第1項の規定による影響を受けない。

(3)映像製作者と映像著作物の製作に協力することを約定した実演者のその映像著作物の利用に関する第69条の規定による複製権、第70条の規定による配布権、第73条の規定による放送権及び第74条の規定による伝送権については、特約のない限り、映像製作者がその譲渡を受けたものと推定する。〈改正 2023.8.8.〉

第101条（映像製作者の権利）

(1)映像製作物の製作に協力することを約定した者から映像製作者が譲渡を受けた映像著作物の利用に必要な権利は、映像著作物を複製・配布・公開上映・放送・伝送又はその他の方法により利用する権利とし、これを譲渡し、又は質権の目的とすることができる。

(2)実演者から映像製作者が譲渡を受けた権利は、その映像著作物を複製・配布・放送又は伝送する権利とし、これを譲渡し、又は質権の目的とすることができる。

第5章の2 プログラムに関する特例〈新設 2009.4.22.〉

第101条の2（保護の対象）

プログラムを作成するために使用する次の各号の事項には、この法律を適用しない。

- 一 プログラム言語：プログラムを表現する手段としての文字・記号及びその体系
- 二 規約：特定のプログラムにおけるプログラム言語の用法に関する特別な約束
- 三 解法：プログラムにおける指示・命令の組合せ方法

[本条新設 2009.4.22.]

第101条の3（プログラムの著作権の制限）

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、その目的上必要な範囲内において公表されたプログラムを複製又は配布することができる。ただし、プログラムの種類・用途、プログラムから複製された部分の占める比重及び複製の部数に照らし、プログラムの著作権者の利益を不当に害する場合には、この限りでない。〈改正 2020.2.4., 2021.5.18., 2023.8.8.〉

一 裁判又は捜査のために複製する場合

一の2 第119条第1項第2号による鑑定のために複製する場合

二 「幼児教育法」、「初・中等教育法」、「高等教育法」による学校及び他の法律により設立された教育機関（初等学校・中学校又は高等学校を卒業したことと同等の水準の学歴が認められ、又は学位を授与する教育機関に限る。）において教育を担当する者が授業過程で提供する目的で複製し又は配布する場合

三 「初・中等教育法」による学校及びこれに準ずる学校の教育目的のための教科用図書に掲載するために複製する場合

四 家庭のように限られた場所において個人的な目的（営利を目的とする場合を除く。）で複製する場合

五 「初・中等教育法」、「高等教育法」による学校及びこれに準ずる学校の入学試験若しくはその他の学識及び技能に関する試験又は検定を目的（営利を目的とする場合を除く。）として複製又は配布する場合

六 プログラムの基礎をなすアイデア及び原理を確認するためにプログラムの機能を調査・研究・試験する目的で複製する場合（正当な権限によりプログラムを利用する者が当該プログラムを利用中であるときに限る。）

(2) コンピュータの維持・保守のためのそのコンピュータを利用する過程で、プログラム（正当に取得したものに限る。）を一時的に複製することができる。〈新設 2011.12.2.改正 2021.5.18.〉

(3) 第1項第3号の規定によりプログラムを教科用図書に掲載しようとする者は、文化体育観光部長官が定めて告示した基準による補償金を当該著作権者に支給しなければな

らない。この場合、補償金の支給に関しては、第 25 条第 7 項ないし第 11 項の規定を準用する。〈改正 2011.12.2.,2020.2.4.〉

[本条新設 2009.4.22.]

第 101 条の 4 (プログラムコード逆分析)

(1) 正当な権限によりプログラムを利用する者又はその者の許諾を受けた者は、互換に必要な情報を容易に得ることができず、かつ、その獲得が不可避な場合には、当該プログラムの互換に必要な部分に限り、著作財産権者の許諾を得ないでプログラムコード逆分析をすることができる。〈改正 2023.8.8.〉

(2) 第 1 項の規定によるプログラムコード逆分析を通じて得た情報は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを利用することができない。

- 一 互換の目的以外の他の目的のために利用し又は第三者に提供する場合
- 二 プログラムコード逆分析の対象となるプログラムと表現が実質的に類似したプログラムを開発・製作・販売し又はその他プログラムの著作権を侵害する行為に利用する場合

[本条新設 2009.4.22.]

第 101 条の 5 (正当な利用者による保存のための複製等)

(1) プログラムの複製物を正当な権限により所持・利用する者は、その複製物の滅失・毀損又は変質等に備えるために、必要な範囲内において当該複製物を複製することができる。

(2) プログラムの複製物を所持・利用する者は、当該プログラムを所持・利用する権利を喪失したときは、そのプログラムの著作財産権者に特別な意思表示のない限り、第 1 項の規定により複製したものを廃棄しなければならない。ただし、プログラムを所持・利用する権利を当該複製物の滅失により喪失したときは、この限りでない。〈改正 2023.8.8.〉

[本条新設 2009.4.22.]

第 101 条の 6 (削除 2011.12.2.)

第 101 条の 7 (プログラムの寄託)

(1) プログラムの著作財産権者及びプログラムの利用許諾を受けた者は、大統領令で定める者（以下本条において「受託者」という。）との合意により、プログラムの原始コード及び技術情報等を受託者に寄託することができる。

(2) プログラムの利用許諾を受けた者は、第 1 項の規定による合意で定めた事由が生じたときは、受託者に対し、プログラムの原始コード及び技術情報等の提供を求めることができる。

[本条新設 2009.4.22.]

第6章 オンラインサービス提供者の責任の制限

第102条（オンラインサービス提供者の責任制限）

(1) オンラインサービス提供者は、次の各号の行為に関連して、著作権その他この法律により保護される権利が侵害されたとしても、その号の分類により各目の要件を全て満たした場合には、それに対して責任を負わない。〈改正 2011.6.30., 2011.12.2., 2020.2.4.〉

一 内容の修正なく著作物を送信し、経路を指定し、若しくは連結を提供する行為、又はその過程において、著作物等をその送信のために合理的に必要な期間内に、自動的・仲介的・一時的に貯蔵する行為

ガ オンラインサービス提供者が著作物等の送信を開始していない場合

ナ オンラインサービス提供者が著作物等又はその受信者を選択していない場合

ダ 著作権その他この法律により保護される権利を反復的に侵害する者のアカウント

（オンラインサービス提供者が利用者を識別・管理するために使用する利用権限アカウントをいう。以下、本条、第103条の2、第133条の2及び第133条の3において同じ。）を停止する方針を採択し、これを合理的に履行した場合

ラ 著作物を識別し、保護するための技術措置で、大統領令で定める条件を満たす標準的な技術措置を権利者が利用した場合には、これを受容し、妨害しなかった場合

二 サービス利用者の要請に応じて送信される著作物等を、後続の利用者らが効率的にアクセスし受信できるようにする目的で、当該著作物等を自動的・仲介的・一時的に貯蔵する行為

ガ 第1号各目の要件を全て備えた場合

ナ オンラインサービス提供者がその著作物等を修正しない場合

ダ 提供される著作物等にアクセスするための条件がある場合には、その条件を守った利用者にもみ臨時貯蔵された著作物等のアクセスを許可した場合

ラ 著作物等を複製・転送する者（以下「複製・伝送者」という。）が明示した、コンピュータや情報通信網に対してその業界で一般的に認められるデータ通信規約による著作物等の現行化に関する規則を守った場合。ただし、複製・伝送者がそのような貯蔵を不合理に制限する目的で現行化に関する規則を定めた場合には、この限りでない。

マ 著作物等がある本来のサイトでその著作物等の利用に関する情報を得るために適用した、その業界で一般に認められる技術の使用を妨げない場合

バ 第103条第1項の規定による複製・伝送の中断要求を受けた場合、本来のサイトでその著作物等が削除された又はアクセスできなくなった場合、又は法院、関係中央行政機関の長がその著作物等を削除又はアクセスできないように命令を下した事実を実際に知ることになった場合にその著作物等を直ちに削除したり、アクセスできないようにした場合

三 複製・伝送者の要請により著作物等をオンラインサービス提供者のコンピュータに貯蔵する行為又は情報検索道具を通じて利用者に情報通信網上の著作物等の位置を知ることができるようにし又は連結する行為

ガ 第1号各目の要件を全て備えた場合

ナ オンラインサービス提供者が侵害行為を制御する権限と能力があるときは、その侵害行為から直接的な金銭的利益を得ない場合

ダ オンラインサービス提供者が侵害を実際に知るようになったり、第103条第1項による複製・伝送の中断要求等を通じて侵害が明白であるという事実又は状況を知ったときに直ちにその著作物等の複製・伝送を中断させた場合

ラ 第103条第4項により複製・伝送の中断要求等を受ける者を指定して公知した場合

四 〈削除 2020.2.4.〉

(2)第1項にもかかわらず、オンラインサービス提供者が第1項による措置を講ずることが技術的に不可能な場合には、他の者が行う著作物等の複製・伝送による著作権その他この法律により保護される権利の侵害に対しては責任を負わない。〈改正 2011.6.30.〉

(3)第1項による責任制限に関連して、オンラインサービス提供者は地震のサービス内で侵害行為が起きるかをモニタリングし、又その侵害行為に関して積極的に調査する義務を負わない。〈新設 2011.6.30.〉

第103条（複製・伝送の中断）

(1)オンラインサービス提供者（第102条第1項第1号の場合は除く。以下本条において同じ。）のサービスを利用した著作物等の複製・伝送により著作権その他この法律により保護される自己の権利が侵害されたことを主張する者（以下本条において「権利主張者」という。）は、その事実を疎明して、オンラインサービス提供者に対し、その著作物等の複製・伝送を中断することを要求することができる。〈改正 2011.6.30.〉

(2)オンラインサービス提供者は、第1項の規定による複製・伝送の中断の要求があったときは、直ちにその著作物等の複製・伝送を中断し、権利主張者に対し、その事実を通報しなければならない。ただし、第102条第1項第3号のオンラインサービス提供者は、その著作物等の複製・伝送者にもこれを通報しなければならない。〈改正 2011.6.30.,2020.2.4.〉

(3)第2項の規定による通報を受けた複製・伝送者が、自己の複製・伝送が正当な権利によるものであることを疎明してその複製・伝送の再開を要求した場合、オンラインサービス提供者は、再開要求事実及び再開予定日を権利主張者に遅滞なく通報し、その予定日に複製・伝送を再開しなければならない。ただし、権利主張者が複製・伝送者の侵害行為に対して訴を提起した事実を再開予定日前にオンラインサービス提供者に通報した場合はその限りではない。〈改正 2011.12.2.〉

(4)オンラインサービス提供者は、第1項及び第3項の規定による複製・伝送の中断及びその再開の要求を受けるべき者（以下本条において「受領人」という。）を指定し、自己の設備又はサービスを利用する者が容易に知ることができるよう公知しなければならない。

(5)オンラインサービス提供者が第4項の規定による公知をし、第2項及び第3項の規定によりその著作物等の複製・伝送を中断し、又は再開した場合には、他の者による著作権その他この法律により保護される権利の侵害に対するオンラインサービス提供者の責任及び複製・伝送者に生じた損害に対するオンラインサービス提供者の責任を免除する。ただし、本項の規定は、オンラインサービス提供者が他の者による著作物等の複製・伝送により著作権その他この法律により保護される権利が侵害された事実を知ったときから第1項の規定による中断を要求されるまでの間に発生した責任については、適用しない。〈改正 2011.6.30.,2011.12.2〉

(6)正当な権利なく第1項及び第3項の規定によるその著作物等の複製・伝送の中断又は再開を要求した者は、それにより生じた損害を賠償しなければならない。

(7)第1項ないし第4項の規定による疎明、中断、通報、複製・伝送の再開、受領人の指定及び公知等に関して必要な事項は、大統領令で定める。この場合において、文化体育観光部長官は、関係中央行政機関の長とあらかじめ協議をしなければならない。〈改正 2008.2.29.,2011.6.30.〉

第103条の2（オンラインサービス提供者に対する法院命令の範囲）

(1)法院は、第102条第1項第1号による要件を満たしたオンラインサービス提供者に第123条第3項により必要な措置を命じる場合には、次の各号の措置のみを命ずることができる。

- 一 特定アカウントの解約
- 二 特定の海外インターネットサイトへのアクセスを防ぐための合理的な措置

(2)法院は、第102条第1項第2号及び第3号の要件を満たしたオンラインサービス提供者に第123条第3項により必要な措置を命じる場合には、次の各号の措置のみを命ずることができる。〈改正 2020.2.4.〉

- 一 不法複製物の削除
- 二 不法複製物へのアクセスを防ぐための措置
- 三 特定アカウントの解約

四 その他、オンラインサービス提供者に最小限の負担となる範囲で法院が必要と判断する措置

[本条新設 2011.12.2.]

第103条の3（複製・送信者に関する情報提供の請求）

(1)権利主張者が民事上の訴提起及び刑事上の告訴のために当該オンラインサービス提供者にそのオンラインサービス提供者が保有する当該複製・送信者の姓名と住所等の必要な最小限の情報提供を要請したものの、オンラインサービス提供者がこれを拒絶した場合、権利主張者は文化体育観光部長官に、当該オンラインサービス提供者に対してその情報の提供を命令することを請求することができる。

(2)文化体育観光部長官は、第1項による請求があれば、第122条の6による著作権保護審議委員会の審議を経て、オンラインサービス提供者に当該複製・送信者の情報を提出するよう命じることができる。〈改正 2016.3.22.〉

(3)オンラインサービス提供者は、第2項の命令を受けた日から7日以内にその情報を文化体育観光部長官に提出しなければならない。文化体育観光部長官は、その情報を第1項による請求をした者に遅滞なく提供しなければならない。

(4)第3項の規定により当該複製・送信者の情報を提供された者は、当該情報を第1項の請求目的以外の用途で使用してはならない。

(5)その他、複製・送信者に関する情報の提供に必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2011.12.2.]

第104条（特殊な類型のオンラインサービス提供者の義務等）

(1)他の者の相互間においてコンピュータを利用して著作物等を伝送することを主たる目的とするオンラインサービス提供者（以下、「特殊な類型のオンラインサービス提供者」という。）は、権利者の要請がある場合、当該著作物等の不法的な伝送を遮断する技術的な措置等の必要な措置を講じなければならない。この場合において、権利者の要請及び必要な措置に関する事項は、大統領令で定める。〈改正 2009.4.22.〉

(2)文化体育観光部長官は、第1項の規定による特殊な類型のオンラインサービス提供者の範囲を定めて告示することができる。〈改正 2008.2.29.〉

(3)文化体育観光部長官は、第1項の規定による技術的な措置等の必要な措置の履行有無を、情報通信網を通じて確認しなければならない。〈新設 2020.2.4.〉

(4)文化体育観光部長官は、第3項の規定による業務を、大統領令で定める機関又は団体に委託することができる。〈新設 2020.2.4.〉

第6章の2 技術的保護措置の無力化禁止等 〈新設 2011.6.30.〉

第104条の2（技術的保護措置の無力化禁止）

(1)何人も正当な権限なく故意又は過失で第2条第28号ガ目の技術的保護措置を除去・変更又は迂回するなどの方法で無力化してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。〈改正 2020.2.4.,2021.5.18.,2024.2.27.〉

一 暗号分野の研究に従事する者が著作物等の複製物を正当に取得し、著作物等に適用された暗号技術の欠陥や脆弱性を研究するために必要な範囲で行う場合。ただし、権利者から研究に必要な利用を許諾されるために相当な努力をしたが、許諾を受けられなかった場合に限る。

二 未成年者に有害なオンライン上の著作物等に未成年者がアクセスすることを防止するために技術・製品・サービス又は装置に技術的保護措置を無力化する構成要素や部品を含む場合。ただし、第2項により禁止されない場合に限定する。

三 個人のオンライン上の行為を把握できる個人識別情報を非公開的に収集・流布する機能を確認し、これを無力化するために必要な場合。ただし、他の人が著作物等にアクセスすることに影響を及ぼす場合は除く。

四 国家の法執行、合法的な情報収集又は安全保障等のために必要な場合

五 第25条第3項及び第4項の規定による学校・教育機関・教育訓練機関及び授業支援機関、第31条第1項の規定による図書館(非営利の場合に限る。)又は「公共記録物管理に関する法律」による記録物管理機関が、著作物等の購入可否を決定するために必要な場合。ただし、技術的保護措置を無力化せずにはアクセスできない場合に限る。

六 正当な権限をもってプログラムを使用する者が、他のプログラムとの互換のために必要な範囲でプログラムコード逆分析をする場合

七 正当な権限を有する者が専らコンピュータ又は情報通信網の保安性を検査・調査又は補正するために必要な場合

八 技術的保護措置の無力化禁止により特定の種類の著作物等を正当に利用することが不合理に影響を受け、又は受ける可能性があると認められ、大統領令で定める手続により文化体育観光部長官が定めて告示する場合。この場合、その例外の効力は3年とする。

(2)何人も正当な権限なく次のような装置、製品又は部品を製造、輸入、配布、転送、販売、貸与、公衆に対する契約の申込、販売や貸与のための広告、又は流通を目的に保管又は所持したり、サービスを提供してはならない。

一 技術的保護措置の無力化を目的に広報、広告又は販促されるもの

二 技術的保護措置を無力化すること以外には制限的に商業的な目的又は用途のみがあるもの

三 技術的保護措置を無力化することを可能にし、又容易にすることを主たる目的として考案、製作、改造、又は機能するもの

(3)第2項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

一 第2条第28号ガ目の技術的保護措置に関して、第1項第1号・第2号・第4号・第6号及び第7号に該当する場合

二 第 2 条第 28 号ナ目の技術的保護措置に関連して、第 1 項第 4 号及び第 6 号に該当する場合

[本条新設 2011.6.30.]

第 104 条の 3 (権利管理情報の除去・変更等の禁止)

(1)何人も正当な権限なく著作権その他この法律により保護される権利の侵害を誘発又は隠匿するという事実を知り、又は過失で知らず、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。〈改正 2011.12.2.〉

一 権利管理情報を故意に除去・変更し、又は虚偽で付加する行為

二 権利管理情報が正当な権限なく除去又は変更されたことを知りながら、その権利管理情報を配布又はは配布する目的で輸入する行為

三 権利管理情報が正当な権限なく除去・変更され、又は虚偽で付加された事実を知りながら、当該著作物等の原本又はその複製物を配布・公演若しくは公衆送信し、又は配布を目的に輸入する行為

(2)第 1 項は、国家の法執行、合法的な情報収集又は安全保障等のために必要な場合には適用しない。

[本条新設 2011.6.30.]

第 104 条の 4 (暗号化された放送信号の無力化等の禁止)

何人も次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 暗号化された放送信号を放送事業者の許諾なく復号化することに主に使用されることを知り、又は過失で知らず、そのような目的を有する装置・製品・主要部品又はプログラム等の有・無形の措置を、製造・組立・変更・輸入・輸出・販売・賃貸その他の方法で伝達する行為。ただし、第 104 条の 2 第 1 項第 1 号・第 2 号又は第 4 号に該当する場合には、この限りでない。

二 暗号化された放送信号が正当な権限により復号化された場合、その事実を知り、その信号を放送事業者の許諾なく営利を目的として他人に公衆送信する行為

三 暗号化された放送信号が放送事業者の許諾なく復号されたものであることを知りながら、そのような信号を受信して聴取又は視聴し、他人に公衆送信する行為

[本条新設 2011.12.2.]

[従前の第 104 条の 4 は第 104 条の 8 に移動 〈2011.12.2.〉]

第 104 条の 5 (ラベル偽造等の禁止)

何人も正当な権限なく次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 著作物等のラベルを不法複製物又はその文書又は包装に付着・同封又は添付するために偽造し、又はそのような事実を知りながら配布又は配布する目的で所持する行為

二 著作物等の権利者や権利者の同意を受けた者から許諾を受けて製作したラベルを、その許諾範囲を超えて配布し、又はそのような事実を知りながら再配布又は再配布する目的で所持する行為

三 著作物等の適法な複製物とともに配布される文書又は包装を、不法複製物に使用するために偽造し、又はそのような事実を知りながら偽造された文書又は包装を配布又は配布する目的で所持する行為

[本条新設 2011.12.2.]

第 104 条の 6 (映像著作物の録画等の禁止)

何人も著作権で保護される映像著作物を上映中の映画上映館等において著作財産権者の許諾なく録画機器を利用して録画し、又は公衆送信してはならない。

[本条新設 2011.12.2.]

第 104 条の 7 (放送前信号の送信禁止)

何人も正当な権限なく放送事業者に送信される信号 (公衆に直接受信させる目的の場合には除く。)を第三者に送信してはならない。

[本条新設 2011.12.2.]

第 104 条の 8 (侵害の停止・予防請求等)

著作権その他この法律により保護される権利を有する者は、第 104 条の 2 ないし第 104 条の 4 の規定に違反した者に対して、侵害の停止・予防、損害賠償の担保又は損害賠償又はこれを代わる法定損害賠償の請求をすることができ、故意又は過失なく第 104 条の 2 第 1 項の行為をした者に対しては、侵害の停止・予防を請求することができる。この場合、第 123 条、第 125 条、第 125 条の 2、第 126 条及び第 129 条を準用する。〈改正 2011.12.2.〉

[本条新設 2011.6.30.]

[第 104 条の 4 から移動 〈2011.12.2.〉]

第 7 章 著作権委託管理業

第 105 条 (著作権委託管理業の許可等)

(1)著作権信託管理業を行おうとする者は、大統領令で定めるところにより、文化体育観光部長官の許可を得なければならない、著作権代理仲介業を行おうとする者は、大統領令で

定めるところにより、文化体育観光部長官に対し、申告をしなければならない。ただし、文化体育観光部長官は「公共機関の運営に関する法律」による公共機関を著作権信託管理団体として指定することができる。〈改正 2008.2.29.,2016.3.22.,2021.5.18.〉

(2)第1項の規定により著作権信託管理業を行おうとする者は、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。大統領令で定めるところにより著作権信託管理業務規程を作成し、これを著作権信託管理許可申請書と併せて文化体育観光部長官に提出しなければならない。ただし、第1項ただし書による公共機関の場合には、第一号の要件を適用しない。〈改正 2008.2.29.,2016.3.22.,2020.2.4.〉

- 一 著作物等に関する権利者で構成された団体であること
- 二 営利を目的としないこと
- 三 使用料の徴収及び分配等の業務を遂行するのに十分な能力を有していること

(3)第1項本文により著作権代理仲介業の申告をしようとする者は、大統領令に定めるところにより著作権代理仲介業務規程を作成し、著作権代理仲介業申告書と併せて文化体育観光部長官に提出しなければならない。〈新設 2020.2.4.〉

(4)第1項により著作権信託管理業の許可を受けた者が文化体育観光部令で定める重要事項を変更しようとする場合には、文化体育観光部令で定めるところにより文化体育観光部長官の変更許可を受けなければならない。著作権代理仲介業を申告した者が申告した事項を変更しようとするときは、文化体育観光部令で定めるところにより文化体育観光部長官に変更申告をしなければならない。〈新設 2020.2.4.〉

(5)文化体育観光部長官は、第1項本文による著作権代理仲介業の申告又は第4項による著作権代理仲介業の変更申告を受けた日から文化体育観光部令で定める期間内に申告・変更申告受理の可否を申告人に通知しなければならない。〈新設 2020.2.4.〉

(6)文化体育観光部長官が第5項で定めた期間内に申告・変更申告の受理の可否や、苦情処理関連法令による処理期間の延長を申告人に通知しなければ、その期間が終わった日の翌日に申告・変更申告を受理したものとみなす。〈新設 2020.2.4.〉

(7)次の各号のいずれかに該当する者は、第1項の規定による著作権信託管理業若しくは著作権代理仲介業（以下、「著作権委託管理業」という。）の許可を得、又は申告をすることができない。〈改正 2017.3.21.,2020.2.4.,2020.12.8.〉

- 一 被成年後見人
 - 二 破産宣告を受けて復権されていない者
 - 三 禁錮以上の実刑を宣告され、その執行が終了（執行が終了したとみなす場合を含む）又は執行が免除された日から1年を過ぎない者
 - 四 禁錮以上の刑の執行猶予宣告を受けてその猶予期間中にある者
 - 五 この法律に違反し、又は「刑法」第355条又は第356条に違反して次の各目のいずれかに該当する者
- ガ 禁錮以上の刑の宣告猶予を受けてその猶予期間中にある者

ナ 罰金を宣告されてから1年が経過していない人

六 大韓国内に住所を置かない者

七 第1号から第6号までのいずれかに該当する者が代表者又は役員となっている法人又は団体

(8)第1項の規定により著作権委託管理業の許可を受け又は申告をした者（以下、「著作権委託管理業者」という。）は、その業務に関し、著作財産権者その他の関係者から手数料を受けることができる。〈改正 2020.2.4.〉

(9)第8項の規定による手数料の料率又は金額及び著作権信託管理業者が利用者から受ける使用料の料率又は金額については、著作権信託管理業者が文化体育観光部長官の承認を得てこれを定める。この場合、文化体育観光部長官は大統領令により定めるところにより利害関係人の意見を収束しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2016.3.22.,2020.2.4.〉

(10)文化体育観光部長官は、第9項の規定による承認をするためには、委員会の審議を経なければならない。必要な場合には、期間を定め又は申請された内容を修正して承認することができる。〈改正 2008.2.29.,2009.4.2.,2020.2.4.〉

(11)文化体育観光部長官は、第9項の規定による使用料の料率又は金額に関する承認申請を受けた場合及び承認をした場合には、大統領令で定めるところにより、その内容を公告しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2020.2.4.〉

(12)文化体育観光部長官は、著作財産権者その他の関係者の権益を保護し又は著作物等の利用の便宜を図るため、必要な場合には、第9項の規定による承認の内容を変更することができる。〈改正 2008.2.29.,2020.2.4.〉

第106条（著作権信託管理業者の義務）

(1)著作権信託管理業者は、自己の管理する著作物等の目録と利用契約締結に必要な情報を、大統領令で定めるところに従い、分期別に、図書又は電子的な形態で作成し、主たる事務所に備え、インターネットホームページを通じて公開しなければならない。〈改正 2019.11.26.,2021.5.18.〉

(2)著作権信託管理業者は、利用者が書面により要請した場合には、正当な事由がない限り、管理する著作物等の利用契約を締結するために必要な情報として大統領令で定める情報を、相当な期間内に書面により提供しなければならない。〈改正 2023.8.8.〉

(3)文化体育観光部長官は、音盤を使用して公演する者から第105条第9項の規定による使用料を受ける著作権信託管理業者及び商業用音盤を使用して公演する者から第76条の2及び第83条の2により徴収する補償金受領団体に利用者の便宜のために必要な場合、大統領令で定めるところにより統合徴収を要求することができる。この場合、その要求を受けた著作権信託管理業者及び補償金受領団体は、正当な事由がなければこれに従わなければならない。〈新設 2016.3.22.,改正 2020.2.4.,2023.8.8.〉

(4)著作権信託管理業者及び補償金受領団体は、第3項により使用料及び補償金を統合的に徴収するための徴収業務を大統領令で定める者に委託することができる。〈新設 2016.3.22.〉

(5)著作権信託管理業者及び補償金受領団体が第4項により徴収業務を委託した場合には、大統領令で定めるところにより委託手数料を支給しなければならない。〈新設 2016.3.22.〉

(6)第3項により徴収した使用料及び補償金の精算時期、精算方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。〈新設 2016.3.22.〉

(7)著作権信託管理業者は、次の各号の事項を大統領令で定めるところにより、何人も閲覧できるように主な事務所に備え、インターネットホームページを通じて公開しなければならない。〈新設 2019.11.26.〉

一 著作権信託契約及び著作物利用契約約款、著作権使用料徴収及び分配規程等の著作権信託管理業務規程

二 役員報酬等の大統領令で定める事項を記載した年度別事業報告書

三 年度別著作権信託管理業に対する決算書（財務諸表及びその附属書類を含む。）

四 著作権信託管理業に対する監査の監査報告書

五 その他の権利者の権益保護及び著作権信託管理業の運営に関する重要な事項として大統領令で定める事項

第106条の2(利用許諾の拒否禁止)

著作権信託管理業者は、正当な理由がなければ管理する著作物等の利用許諾を拒否してはならない。

[本条新設 2019.11.26.]

第107条(書類閲覧の請求)

著作権信託管理業者は、自己の信託管理する著作物等を営利目的で利用する者に対し、当該著作物等の使用料算定に必要な書類の閲覧を請求することができる。この場合において利用者は、正当な事由がない限り、その請求に応じなければならない。〈改正 2021.5.18.,2023.8.8.〉

第108条(監督)

(1)文化体育観光部長官は、著作権委託管理業者に対し、著作権委託管理業の業務に関して必要な報告をさせることができる。〈改正 2008.2.29.〉

(2)文化体育観光部長官は、著作者の権益保護及び著作物の利用便宜を図るため、著作権委託管理業者の業務に対して必要な命令をすることができる。〈改正 2008.2.29.〉

(3)文化体育観光部長官は、著作者の権益保護と著作物の利用便宜を図るために必要な場合、所属公務員に大統領令で定めるところにより著作権委託管理業者の事務及び財産状況を調査させることができる。〈新設 2019.11.26.〉

(4)文化体育観光部長官は、著作権委託管理業者の効率的な監督のために、公認会計士やその他の関係専門機関に第3項による調査をさせることができる。〈新設 2019.11.26.〉

(5)文化体育観光部長官は、第2項ないし第4項の命令及び調査のために、個人情報等の必要な資料を要請することができ、要請を受けた著作権委託管理業者はこれに応じなければならない。〈新設 2019.11.26.〉

第108条の2（懲戒の要求）

文化体育観光部長官は、著作権信託管理業者の代表者又は役員が職務に関連して次の各号のいずれかに該当する場合には、著作権信託管理業者に当該代表者又は役員の懲戒を要求することができる。

- 一 この法律又は「刑法」第355条若しくは第356条に違反して罰金刑以上を宣告され（執行猶予を宣告された場合を含む。）、その刑が確定した場合
- 二 会計不正、不当行為等で著作財産権その他この法律により保護される財産的権利を有する者に損害を与えた場合
- 三 この法律による文化体育観光部長官の監督業務の遂行を妨げ、又は忌避する場合
[本条新設 2019.11.26.]

第109条（許可の取消等）

(1)文化体育観光部長官は、著作権委託管理業者が次の各号のいずれかに該当するとき、6ヶ月以内の期間を定めて業務の停止を命ずることができる。〈改正 2008.2.29.,2016.3.22.,2019.11.26.,2020.2.4.,2021.5.18.〉

- 一 第105条第9項の規定により承認された手数料を超える手数料を受けた場合
- 二 第105条第9項の規定により承認された使用料以外の使用料を受けた場合
- 三 第108条第1項の規定による報告を正当な事由なく行わなかった場合、又は虚偽の報告をした場合
- 四 第108条第2項の規定による命令を受け、正当な事由なくこれを履行しなかった場合
- 五 第106条第3項の規定による統合徴収の要求を受け、正当な事由なくこれに従わなかった場合
- 六 第106条第7項の規定により公開しなければならない事項を公開しなかった場合
- 七 第108条第3項ないし第5項の規定による調査及び資料要請に不応又はこれを拒否・妨害又は忌避した場合

八 第 108 条の 2 による懲戒の要求を受け、正当な事由なくその要求を履行しなかった場合

九 許可を受け、又は申告をした後に第 105 条第 7 項各号のいずれかの事由に該当することになった場合。ただし、第 105 条第 7 項第 7 号に該当する場合で、6 ヶ月以内にその代表者又は役員を変えて任命した場合には、この限りでない。

(2)文化体育観光部長官は、著作権委託管理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、著作権委託管理業の許可を取消し、又は営業の閉鎖命令をすることができる。〈改正 2008.2.29.,2023.8.8.〉

一 虚偽その他不正の方法により許可を得、又は申告をした場合

二 第 1 項の規定による業務の停止命令を受けたにもかかわらず、その業務を継続した場合

第 110 条（聴聞）

文化体育観光部長官は、第 109 条の規定により著作権委託管理業の許可を取消し、又は著作権委託管理業者に対して業務の停止又は営業の閉鎖を命じようとする場合は、聴聞を実施しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2020.2.4.〉

第 111 条（課徴金処分）

(1)文化体育観光部長官は、著作権委託管理業者が第 109 条第 1 項各号のいずれかに該当して業務の停止処分をしなければならないときは、その業務停止処分に代わり、大統領令に定めるところにより直前年度使用料及び補償金徴収額の 100 分の 1 以下の課徴金を賦課・徴収することができる。ただし、徴収金額を算定することが難しい場合には、10 億ウォンを超えない範囲で課徴金を賦課・徴収することができる。〈改正 2008.2.29.,2016.3.22.,2023.8.8.〉

(2)文化体育観光部長官は、第 1 項の規定による課徴金賦課処分を受けた者が課徴金を期限内に納付しなかったときは、国税滞納処分の例によりこれを徴収する。〈改正 2008.2.29.,2016.3.22.,2023.8.8.〉

(3)第 1 項及び第 2 項の規定により徴収した課徴金は、徴収主体が健全な著作物の利用秩序の確立のために使用することができる。〈改正 2016.3.22.〉

(4)第 1 項の規定により課徴金を賦課する違反行為の種別・程度等による課徴金の額及び第 3 項の規定による課徴金の使用手続等について必要な事項は、大統領令で定める。〈改正 2016.3.22.〉

第 8 章 韓国著作権委員会〈改正 2009.4.22.〉

第 112 条（韓国著作権委員会の設立）

(1)著作権及びこの法律により保護される権利（以下本章において「著作権」という。）に関する事項を審議し、著作権に関する紛争（以下「紛争」という。）を斡旋・調停し、著作権登録関連業務を遂行し、権利者の権益増進及び著作物等の公正な利用に必要な事業を遂行するため、韓国著作権委員会（以下「委員会」という。）をおく。〈改正 2016.3.22.,2020.2.4.〉

(2)委員会は、法人とする。

(3)委員会に関し、この法律において定めていない事項については、「民法」の財団法人に関する規定を準用する。この場合において、委員会の委員は理事とみなす。

(4)委員会でない者は、韓国著作権委員会の名称を使用することができない。

[全文改正 2009.4.22.]

第 112 条の 2（委員会の構成）

(1)委員会は、委員長 1 人、副委員長 2 人を含む 20 人以上 25 人以内の委員から構成する。

(2)委員は、次の各号に掲げる者の中から文化体育観光部長官が委嘱し、委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。この場合において、文化体育観光部長官は、この法律により保護される権利の保有者及びその利用者の利害を反映する委員の数が均衡を保つようにしなければならない。分野別の権利者団体又は利用者団体等に委員の推薦を要請することができる。〈改正 2021.5.18.,2023.8.8.〉

一 大学若しくは公認された研究機関において副教授以上若しくはこれに相当する職位にある者又はあった者として、著作権関連分野を専攻した者

二 判事又は検事の職にある者及び弁護士の資格を有する者

三 4 級以上の公務員若しくはこれに相当する公共機関の職にある者又はあった者として、著作権又は文化産業分野の実務経験を有する者

四 著作権若しくは文化産業関連団体の役員の職にある者又はあった者

五 その他著作権又は文化産業関連業務に関する学識と経験が豊富な者

(3)委員の任期は 3 年とし、1 回のみ再任できる。ただし、職位を指定して委嘱する委員の任期は、当該職位に在任する期間とする。〈改正 2021.5.18.〉

(4)委員に欠員が生じたときは、第 2 項の規定によりその補欠委員を委嘱しなければならない。その補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員の数が 20 人以上の場合は、補欠委員の委嘱をしないことができる。

(5)委員会の業務を効率的に遂行するため、分野別に分科委員会をおくことができる。分科委員会が委員会より委任を受けた事項について議決したときは、委員会が議決したものとみなす。

(6)第1項ないし第5項で規定した事項以外に委員会の構成と運営に必要な事項は大統領令で定める。〈新設 2021.5.18.〉

[本条新設 2009.4.22.]

第113条（業務）

委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。〈改正 2008.2.29.,2009.4.22.,2020.2.4.,2020.12.8.,2021.5.18.〉

- 一 著作権登録に関する業務
- 二 紛争の斡旋・調停
- 三 第105条第10項の規定による著作権委託管理業者の手数料及び使用料の料率又は金額に関する事項並びに文化体育観光部長官又は委員3人以上が共同で付議した事項の審議
- 四 著作物等の利用秩序の確立及び著作物の公正な利用を図るための事業
- 五 著作権振興及び著作者の権益増進のための国際協力
- 六 著作権研究・教育及び広報
- 七 著作権政策の策定の支援
- 八 技術的保護措置及び権利管理情報に関する政策の策定の支援
- 九 著作権情報提供のための情報管理システムの構築及び運営
- 一〇 著作権の侵害等に関する鑑定
- 一一 〈削除 2016.3.22.〉
- 一二 法令により委員会の業務と定められ、又は委託する業務
- 一三 その他文化体育観光部長官が委託する業務

第113条の2（斡旋）

(1)紛争に関する斡旋を受けようとする者は、斡旋申請書を委員会に提出して斡旋を申請することができる。

(2)委員会が第1項の規定による斡旋の申請を受けたときは、委員長が委員の中から斡旋委員を指名し、斡旋をさせなければならない。

(3)斡旋委員は、斡旋では紛争解決の可能性がないと認めたときは、斡旋を中断することができる。

(4)斡旋中の紛争についてこの法律による調停の申請があったときは、当該斡旋は中断されたものとみなす。

(5)斡旋が成立したときは、斡旋委員は斡旋書を作成し、関係当事者とともに記名捺印又は署名しなければならない。〈改正 2018.10.16.〉

(6)斡旋の申請及び手続について必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2009.4.22.]

第 114 条（調停部）

(1)委員会の紛争調停業務を効率的に遂行するため、委員会に 1 人又は 3 人以上の委員からなる調停部をおき、そのうちの 1 人は、弁護士の資格を有する者でなければならない。

〈改正 2021.5.18.,2023.8.8.〉

(2)第 1 項の規定による調停部の構成及び運営等について必要な事項は、大統領令で定める。

第 114 条の 2（調停の申請等）

(1)紛争の調停を受けようとする者は、申請の趣旨と原因を記載した調停申請書を委員会に提出し、その紛争の調停を申請することができる。

(2)第 1 項の規定による紛争の調停は、第 114 条の規定による調停部が行う。

[本条新設 2009.4.22.]

第 115 条（非公開）

調停手続は、非公開を原則とする。ただし、調停部の長は、当事者の同意を得て、適当と認める者に傍聴を許可することができる。〈改正 2020.2.2.〉

第 116 条（陳述の援用の制限）

調停手続において当事者又は利害関係人のした陳述は、訴訟又は仲裁手続において援用することができない。

第 117 条（調停の成立）

(1)調停は、当事者間に合意された事項を調書に記載することにより成立する。

(2)3 人以上の委員で構成された調停部は、次の各号のいずれかに該当する場合、当事者の利益又はその他のすべての事情を考慮して、申請趣旨に反しない限度内で、職権で調停を代える決定（以下「職権調停決定」という。）をすることができる。この場合、調停部の長は、第 112 条の 2 第 2 項第 2 号に該当する者でなければならない。〈新設 2020.2.4.〉

一 調停部が提示した調停案を、いずれの当事者が合理的な理由なく拒否した場合

二 紛争調停の予定価額が 1 千万ウォン未満の場合

(3)調停部は、職権調停決定をしたときは、職権調停決定書に主文と決定理由を書き、これに関与した調停委員全員が記名捺印しなければならない。その決定書正本を遅滞なく当事者に送達しなければならない。〈新設 2020.2.4.〉

(4)職権調停決定に不服する者は、決定書の正本を送達された日から2週間以内に不服事由を具体的に明かし、書面で調停部に異議申請をすることができる。この場合、その決定は効力を喪失する。〈新設 2020.2.4.〉

(5)次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判上の和解と同一の効力を有する。ただし、当事者が任意に処分することができない事項に関するものは、この限りでない。〈改正 2020.2.4.〉

- 一 調停の結果、当事者間で合意が成立した場合
- 二 職権調停決定に対して異議申請がない場合

第118条（調停費用等）

(1)調停費用は、申請人が負担する。ただし、調停が成立した場合において、特約のないときは、各当事者が均等に負担する。

(2)調停の申請及び手続、調停費用の納付方法について必要な事項は、大統領令で定める。〈新設 2009.4.22.〉

(3)第1項の調停費用の金額は、委員会が定める。〈改正 2009.4.22.〉

[題目改正 2009.4.22.]

第118条の2（「民事調停法」の準用）

調停手続に関してこの法律で規定したものを除いては、「民事調停法」を準用する。

[本条新設 2020.2.4.]

第119条（鑑定）

(1)委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、鑑定を実施することができる。〈改正 2009.4.22.〉

一 法院又は捜査機関等から、裁判又は捜査のため、著作権の侵害等に関する鑑定の要請を受けた場合

二 第114条の2の規定による紛争調停のため、紛争調停の両当事者からプログラム及びプログラムに関連する電子的情報等に関する鑑定の要請を受けた場合

(2)第1項の規定による鑑定手続及び方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

(3)委員会は、第1項の規定による鑑定を実施したときは鑑定手数料を受けることができ、その金額は委員会が定める。

第120条（著作権情報センター）

(1)第 113 条第 8 号及び第 9 号の業務を効率的に遂行するため、委員会内に著作権情報センターをおく。〈改正 2009.4.22.,2020.2.4.〉

(2)著作権情報センターの運営に関して必要な事項は、大統領令で定める。〈新設 2009.4.22.〉

第 121 条 削除 〈2009.4.22.〉

第 122 条 (運営経費等)

(1)委員会の運営に必要な経費は、次の各号の財源で充当する。〈改正 2020.2.4.〉

- 一 国の出捐金又は補助金
- 二 第 113 条各号の業務遂行に伴う収入金
- 三 その他の収入金

(2)個人・法人又は団体は、第 113 条第 4 号・第 6 号及び第 9 号の規定による業務遂行を支援するため、委員会に金銭その他の財産を寄付することができる。〈改正 2020.2.4.〉

(3)第 2 項の規定による寄付金は別の口座で管理しなければならない、その使用については、文化体育観光部長官の承認を得なければならない。〈改正 2008.2.29.〉

[題目改正 2020.2.4.]

第 8 章の 2 韓国著作権保護院 〈新設 2016.3.22.〉

第 122 条の 2 (韓国著作権保護院の設立)

(1)著作権保護に関する事業を行うために、韓国著作権保護院 (以下「保護院」という。)をおく。

(2)保護院は法人とする。

(3)政府は、保護院の設立・施設及び運営等に必要な経費を予算の範囲で出捐又は支援することができる。

(4)保護院に関してこの法律及び「公共機関の運営に関する法律」で定めるものを除き、「民法」の財団法人に関する規定を準用する。

(5)この法律による保護院でない者は、韓国著作権保護院又はこれに類似する名称を使用することができない。

[本条新設 2016.3.22.]

第 122 条の 3 (保護員の定款)

保護院の定款には、次の各号の事項を含まなければならない。〈改正 2020.12.8.〉

一 目的

- 二 名称
 - 三 事務所及び支社に関する事項
 - 四 役員・職員に関する事項
 - 五 理事会の運営に関する事項
 - 六 第 122 条の 6 による著作権保護審議委員会に関する事項
 - 七 職務に関する事項
 - 八 財産及び会計に関する事項
 - 九 定款の変更に関する事項
 - 十 内部規程の制定及び改正・廃止に関する事項
- [本条新設 2016.3.22.]

第 122 条の 4（保護院の役員）

- (1) 保護院には、院長 1 人を含む 9 人以内の理事と監査 1 人をおき、院長を除いた理事及び監査は非常任とし、院長は理事会の議長となる。
- (2) 院長は文化体育観光部長官が任免する。
- (3) 院長の任期は 3 年とする。
- (4) 院長は保護員を代表し、保護院の業務を総括する。
- (5) 院長がやむを得ない事由で職務を遂行することができないときは、定款で定める順序により理事がその職務を代行する。
- (6) 「国家公務員法」第 33 条各号のいずれかに該当する者は、第 1 項による保護員の役員になることができない。

[本条新設 2016.3.22.]

第 122 条の 5（業務）

保護員の業務は、次の各号のとおりである。〈改正 2020.12.8.〉

- 一 著作権保護のための施策の策定支援及び執行
- 二 著作権侵害の実態調査及び統計作成
- 三 著作権保護技術の研究及び開発
- 三の 2 著作権保護のための国際協力
- 三の 3 著作権保護のための研究・教育及び広報
- 四 「司法警察官吏の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」第 5 条第 26 号による著作権侵害捜査及び取締事務支援
- 五 第 133 条の 2 による文化体育観光部長官の是正命令に対する審議
- 六 第 133 条の 3 によるオンラインサービス提供者に対する是正勧告及び文化体育観光部長官に対する是正命令要請
- 七 法令により保護院の業務として定め又は委託する業務

八 その他、文化体育観光部長官が委託する業務

[本条新設 2016.3.22.]

第 122 条の 6（審議委員会の構成）

(1)第 103 条の 3、第 133 条の 2 及び第 133 条の 3 による審議及び著作権保護に関連して保護院の院長が要請し、又は審議委員会の委員長が会議に付す事項の審議のために保護院に著作権保護審議委員会（以下「審議委員会」という。）をおく。〈改正 2021.5.18.〉

(2)審議委員会は、委員長 1 人を含む 15 人以上 30 人以内の委員で構成するが、この法律により保護される権利保有者の利害を反映する委員の数と利用者の利害を反映する委員の数が均衡を保つようにしなければならない。〈改正 2016.12.20.,2019.11.26.,2026.2.10.〉

(3)審議委員会の委員長は、委員の中から互選する。

(4)審議委員会の委員は、次の各号の者の中から文化体育観光部長官が委嘱する。この場合、文化体育観光部長官は、分野別権利者団体又は利用者団体等に委員の推薦を要請することができる。〈改正 2019.11.26.,2021.5.18.〉

一 「高等教育法」第 2 条による学校の法学又は著作権保護と関連のある分野の学科において、副教授以上又はこれに相当する職位にある者又はあった者

二 判事又は検事の職にある者又は弁護士資格を有する者

三 4 級以上の公務員又はこれに相当する公共機関の職にある者又はあった者として著作権保護と関連がある業務に関する経験を有する者

四 著作権又は文化産業関連団体の役員の職にある者又はあった者

五 利用者保護機関又は団体の役員の職にある者又はあった者

六 その他著作権保護に関連する業務に関する学識と経験が豊富な人

(5)審議委員会委員の任期は 3 年とし、1 度のみ再任することができる。〈改正 2019.11.26.,2021.5.18.〉

(6)審議委員会の業務を効率的に遂行するために分科委員会をおくことができる。分科委員会が審議委員会から委任された事項について議決したときは、審議委員会が議決したものとみなす。〈新設 2019.11.26.〉

(7)審議委員会の委員又はその職にあった者は、職務上知ることになった秘密を他人に漏洩し又は職務外の用途で使用してはならない。〈新設 2026.2.10.〉

(8)その他の審議委員会の構成と運営に必要な事項は大統領令で定める。〈改正 2019.11.26.,2026.2.10.〉

[本条新設 2016.3.22.]

第 122 条の 7（事務所・支社の設置等）

保護院は、その業務遂行のために必要であれば定款で定めるところにより、国内外の必要な所に事務所・支社又は駐在員をおくことができる。

[本条新設 2020.12.8.]

第9章 権利の侵害に対する救済

第123条（侵害の停止等の請求）

(1)著作権その他この法律により保護される権利（第25条・第31条・第75条・第76条・第76条の2・第82条・第83条及び第83条の2の規定による補償を受ける権利を除く。以下本条において同じ。）を有する者は、その権利を侵害する者に対し、侵害の停止を請求することができ、その権利を侵害するおそれのある者に対しては、侵害の予防又は損害賠償の担保を請求することができる。〈改正 2009.3.25.,2023.8.8.〉

(2)著作権その他この法律により保護される権利を有する者は、第1項の規定による請求をする場合は、侵害行為により作られた物の廃棄又はその他必要な措置を請求することができる。

(3)第1及び第2項の場合又はこの法律による刑事上の起訴があったときは、法院は、原告又は告訴人の申請に基づき、担保を提供させ、又は提供させずに、臨時的に、侵害行為の停止若しくは侵害行為により作成された物の差押えその他必要な措置を命じることができる。

(4)第3項の場合において、著作権その他この法律により保護される権利に対する侵害がない旨の判決が確定したときは、申請者は、その申請により生じた損害を賠償しなければならない。

第124条（侵害とみなす行為）

(1)次の各号のいずれかに該当する行為は、著作権その他この法律により保護される権利に対する侵害行為とみなす。〈改正 2009.4.22.,2026.2.10.〉

一 輸入時に、大韓国内で作られたとしたならば著作権その他この法律により保護される権利に対する侵害となるべき物を、大韓国内に配布する目的で輸入する行為

二 著作権その他この法律により保護される権利を侵害する行為により作られた物（第一号の輸入物件を含む。）を、その事実を知りながら配布する目的で所持する行為

三 プログラムの著作権を侵害して作られたプログラムの複製物（第一号の輸入物件を含む。）を、その事実を知りながら取得した者がこれを業務上利用する行為

四 不法複製物であることを知りながら、当該不法複製物への連結情報を提供することを目的とするインターネットサイト及び社会関係網サービスの掲示板・対話室等（利用者から連結情報の提供を受ける場合を含む。以下本条において同じ。）を運営する営利目的の行為

五 不法複製物であることを知りながら、公衆に提供する目的で当該不法複製物への連結情報を第4号によるインターネットサイト及び社会関係網サービスの掲示板・対話室等に営利目的で掲示する行為

(2) 作者の名譽を毀損する方法によりその著作物を利用する行為は、著作人格権の侵害とみなす。〈改正 2011.6.30.〉

(3) 削除 〈2011.6.30.〉

第125条（損害賠償の請求）

(1) 著作財産権その他この法律により保護される権利（著作人格権及び実演者の人格権は除く。以下本条において同じ。）を有する者（以下、「著作財産権者等」という。）が、故意又は過失により権利を侵害した者に対し、その侵害行為により自己が被った損害の賠償を請求する場合において、その権利を侵害した者がその侵害行為により利益を受けたときは、その利益の額を著作財産権者等が被った損害の額と推定する。〈改正 2023.8.8.,2026.2.10.〉

(2) 著作財産権者等が、故意又は過失により権利を侵害した者に対し、その侵害行為により自己が被った損害の賠償を請求する場合において、その権利の行使により一般的に受けることのできる金額に相応する額をもって著作財産権者等が被った損害の額としてその損害賠償を請求することができる。〈改正 2021.5.18.,2023.8.8.〉

(3) 第2項の規定にかかわらず、著作財産権者等が被った損害の額が第2項の規定による金額を超える場合は、その超える額についても損害賠償を請求することができる。〈改正 2021.5.18.〉

(4) 法院は、著作財産権その他この法律により保護される権利の侵害行為が故意的なものと認められる場合には、第1項ないし第3項及び第126条の規定により損害として認められた金額の5倍を超えない範囲で賠償額を定めることができる。〈新設 2026.2.10.〉

(5) 第4項の規定による賠償額を判断するときは、次の各号の事項を考慮しなければならない。〈新設 2026.2.10.〉

- 一 故意又は損害発生のおそれを認識した程度
- 二 侵害行為により著作財産権者等が被った被害規模
- 三 侵害行為により侵害者が得た経済的利益
- 四 侵害行為により侵害者が受けた刑事処罰の内容と程度
- 五 侵害行為の期間・回数等
- 六 侵害者の財産状態
- 七 侵害行為以後侵害者がとった措置

(6) 登録されている著作権、排他的発行権（第88条及び第96条により準用される場合を含む。）、出版権、著作隣接権又はデータベース製作者の権利を侵害した者は、その侵害行為について過失があるものと推定する。〈改正 2009.4.22.,2011.12.2.,2026.2.10.〉

第 125 条の 2 (法定損害賠償の請求)

(1)著作財産権者等は、故意又は過失で権利を侵害した者に対して事実審の弁論が終結する前には、実際の損害額又は第 125 条又は第 126 条により定められる損害額に代えて、侵害された各著作物ごとに 1 千万ウォン（営利を目的に侵害した場合には、5 千万ウォン）以下の範囲内で相当な金額の賠償を請求することができる。

(2)二以上の著作物を素材とする編集著作物と二次的著作物は、第 1 項を適用する場合には、1 つの著作物とみなす。

(3)著作財産権者等が第 1 項による請求をするためには、侵害行為が起きる前に第 53 条ないし第 55 条の規定（第 90 条及び第 98 条により準用される場合を含む。）により、その著作物等が登録されていなければならない。

(4)法院は、第 1 項の請求がある場合に、弁論の趣旨と証拠調査の結果を考慮して、第 1 項の範囲で相当な損害額を認めることができる。

[本条新設 2011.12.2.]

第 126 条 (損害額の認定)

法院は、損害が発生した事実は認定されるが、第 125 条の規定による損害額を算定することが困難なときは、弁論の趣旨及び証拠調査の結果を斟酌して相当な損害額を認定することができる。

第 127 条 (名誉回復等の請求)

著作者又は実演者は、故意又は過失により著作人格権又は実演者の人格権を侵害した者に対し、損害賠償に代わって、又は損害賠償と併せて名誉回復のために必要な措置を請求することができる。〈改正 2023.8.8.〉

第 128 条 (著作者の死後における人格的利益の保護)

著作者の死後、その遺族（死亡した著作者の配偶者・子・父母・孫・祖父母又は兄弟姉妹をいう。）又は遺言執行者は、当該著作物について第 14 条第 2 項の規定に違反し若しくは違反するおそれのある者に対しては第 123 条の規定による請求をすることができ、故意又は過失により著作人格権を侵害し又は第 14 条第 2 項の規定に違反した者に対しては第 127 条の規定による名誉回復等の請求をすることができる。〈改正 2021.5.18.〉

第 129 条 (共同著作物の権利侵害)

共同著作物の各著作者又は各著作財産権者は、他の著作者又は他の著作財産権者の同意を得ることなく第 123 条の規定による請求をすることができ、その著作財産権の侵害に関し、自己の持分に関する第 125 条の規定による損害賠償を請求することができる。

第 129 条の 2 (情報の提供)

(1) 法院は、著作権その他この法律により保護される権利の侵害に関する訴訟において当事者の申請により証拠を収集するために必要と認められる場合には、他の当事者に対して、保有している又は知っている次の各号の情報を提供するよう命じることができる。

- 一 侵害行為や不法複製物の生産及び流通に関わる者を特定できる情報
- 二 不法複製物の生産及び流通経路に関する情報

(2) 第 1 項にかかわらず、他の当事者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、情報の提供を拒否することができる。

一 次の各目のいずれかに該当する者が公訴提起され、又は有罪判決を受けるおそれがある場合

- ガ 他の当事者
- ナ 他の当事者の親族又は親族関係にあった者
- ダ 他の当事者の後见人

二 営業秘密（「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第 2 条第 2 号の営業秘密をいう。以下同じ。）又は私生活を保護するための場合又はその他の情報の提供を拒否できる正当な事由がある場合

(3) 他の当事者が正当な理由なく情報提供命令に従わない場合には、法院は、情報に関する当事者の主張を真実なものと認めることができる。

(4) 法院は、第 2 項第 2 号に規定された正当な事由があるか否かを判断するために必要であると認められる場合には、他の当事者に情報を提供するよう要求することができる。この場合、正当な理由があるか否かを判断するために情報提供を申請した当事者又はその代理人の意見を特に聞く必要がある場合以外は、何人にもその提供された情報を公開してはならない。

[本条新設 2011.12.2.]

第 129 条の 3 (秘密保持命令)

(1) 法院は、著作権その他この法律により保護される権利（第 25 条、第 31 条、第 75 条、第 76 条、第 76 条の 2、第 82 条、第 83 条、第 83 条の 2 及び第 101 条の 3 による補償を受ける権利は除く。以下本条において同じ。）の侵害に関する訴訟において、その当事者が保有する営業秘密について次の各号の事由をすべて疎明した場合には、その当事者の申請により、決定により他の当事者、当事者のために訴訟を代理する者、その他当該訴訟により営業秘密を知った者に、当該営業秘密を当該訴訟の継続的な遂行以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に関係する本項による命令を受けた者以外の者に公開しないことを命じることができる。ただし、その申請時まで他の当事者、当事者のために訴訟を代理する者、その他当該訴訟により営業秘密を知った者が第 1 号による準備書面の閲覧及び証

拋調査以外の方法で当該営業秘密を既に取得した場合には、この限りでない。〈改正 2023.8.8.〉

- 一 既に提出し又は提出しなければならない準備書面又は既に調査し又は調査すべき証拠（第 129 条の 2 第 4 項により提供される情報を含む。）に営業秘密が含まれていること
- 二 第 1 号の営業秘密が当該訴訟遂行以外の目的で使用又は開示されると、当事者の営業に支障を与えるおそれがあり、これを防止するために営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること

(2)第 1 項による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申請は、次の各号の事項を記した書面でなければならない。

- 一 秘密保持命令を受ける者
- 二 秘密保持命令の対象となる営業秘密を特定するのに十分な事実
- 三 第 1 項各号の事由に該当する事実

(3)秘密保持命令が決定された場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

(4)秘密保持命令は、第 3 項の決定書が秘密保持命令を受けた者に送達されたときから効力が発生する。

(5)秘密保持命令の申請を棄却又は却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

[本条新設 2011.12.2.]

第 129 条の 4（秘密保持命令の取消）

(1)秘密保持命令を申請した者又は秘密保持命令を受けた者は、第 129 条の 3 第 1 項で規定する要件を備えていない又は備えなくなった場合、訴訟記録を保管している法院（訴訟記録を保管している法院がない場合は、秘密保持命令を下した法院をいう。）に取消を申請することができる。

(2)秘密保持命令の取消申請に対する裁判がある場合には、その決定書を当該申請人と相手方に送達しなければならない。

(3)秘密保持命令の取消申請に対する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(4)秘密保持命令を取り消す裁判は、確定してその効力が発生する。

(5)秘密保持命令を取り消す裁判をした法院は、秘密保持命令の取消申請をした者と相手方以外に当該営業秘密に関する秘密保持命令を受けた者がいる場合には、その者に直ちに秘密保持命令の取消裁判をした旨を通知しなければならない。

[本条新設 2011.12.2.]

第 129 条の 5（訴訟記録閲覧等申請の通知等）

(1)秘密保持命令が下された訴訟（秘密維持命令が全て取り消された訴訟は除く。）に関する訴訟記録について「民事訴訟法」第163条第1項の決定があった場合、当事者が同項に規定する秘密記載部分の閲覧等を、当該訴訟にて秘密保持命令を受けていない者を通じて申請した場合には、法院書記官・法院主務官・法院主事又は法院主事補（以下本条において「法院事務官等」という。）は、「民事訴訟法」第163条第1項の申請をした当事者（その閲覧等の申請をした者は除く。）に、その閲覧等の申請直後に、その申請があった旨を通知しなければならない。

(2)第1項の場合、法院事務官等は、第1項の申請があった日から2週間が過ぎるまで（その申請手続を行った者に対する秘密保持命令申請がその期間内に行われた場合については、その申請に対する裁判が確定する時点までをいう。）、その申請手続を行った者に第1項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

(3)第2項は、第1項の閲覧等の申請をした者に第1項の秘密記載部分の閲覧等をさせることに対して「民事訴訟法」第163条第1項の申請をした当事者全員の同意がある場合には、適用しない。

[本条新設 2011.12.2.]

第10章 補則

第130条（権限の委任及び委託）

文化体育観光部長官は、大統領令で定めるところに従い、この法律による権限の一部を、特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事に委任し、又は委員会若しくは著作権関連団体に委託することができる。〈改正 2008.2.29.,2009.4.22.,2016.3.22.,2020.2.4.〉

第130条の2（著作権侵害に関する取締事務の協調）

文化体育観光部長官は、「司法警察官吏の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」第5条第26号による著作権侵害に関する取締事務に関連して技術的支援が必要なときは、保護院又は著作権関連団体に協調を要請することができる。

[本条新設 2020.2.4.]

第131条（罰則適用における公務員擬制）

委員会の委員・職員、保護院の役員・職員及び審議委員会の審議委員は、「刑法」第129条ないし第132条の規定を適用するに際しては、公務員とみなす。〈改正 2016.3.22.,2023.8.8.〉

第 132 条（手数料）

(1)この法律により次の各号のいずれかに該当する事項の申請等をする者は、文化体育観光部長官令で定めるところに従い、手数料を納付しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2009.4.22.,2011.12.2.,2020.2.4.,2023.8.8.〉

一 第 50 条ないし第 52 条の規定による法定許諾の承認（第 89 条及び第 97 条の規定により準用される場合を含む。）を申請する者

二 第 53 条ないし第 55 条、第 55 条の 2 ないし第 55 条の 4 の規定による登録（第 90 条及び第 98 条の規定により準用される場合を含む。）及びこれに関連する手続を踏む者

三 第 105 条の規定により著作権委託管理業の許可を申請し又は申告する者

(2)第 1 項による手数料は、文化体育観光部長官令で定めるところに従い、特別な事由があれば減額又は免除することができる。〈新設 2020.2.4.〉

第 133 条（不法複製物の回収・廃棄及び削除等）

(1)文化体育観光部長官、特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事若しくは市長・郡首・区庁長（自治区の区庁長をいう。以下本条において「文化体育観光部長官等」という。）は、不法複製物（情報通信網を通じて伝送される複製物を除く。以下本条において同じ。）又は著作物等の技術的保護措置を無力なものとするために製作された機器・装置・情報及びプログラム（以下本条において「無力化機器」という。）を発見したときは、大統領令で定める手続及び方法に従い、関係公務員に対し、これを回収・廃棄又は削除させることができ、又そのために当該場所に入入りさせることができる。〈改正 2008.2.29.,2009.4.22.,2020.2.4.,2026.2.10.〉

(2)文化体育観光部長官等は、不法複製物又は無力化機器を発見するために必要な場合、関係公務員に関連場所に入入りさせ書類等を調査させることができる。この場合、出入・調査をする者は、その権限を表示する証票を携行し、これを関係人に提示しなければならない。

(3)文化体育観光部長官は、第 1 項及び第 2 項の規定による業務を大統領令で定める団体に委託することができる。この場合において、これに従事する者は公務員とみなす。〈改正 2008.2.29.,2021.5.18.,2026.2.10.〉

(4)削除 〈2009.4.22.〉

(5)文化体育観光部長官は、第 1 項ないし第 3 項により関係公務員等が回収・廃棄又は削除し、又は当該場所に入入りし書類等を調査するために必要なときは、関連団体に協力を要請することができる。〈改正 2008.2.29.,2009.4.22.,2026.2.10.〉

(6)文化体育観光部長官は、第 1 項及び第 2 項の規定による業務遂行に必要な機構を設置・運営することができる。〈改正 2008.2.29.,2009.4.22.,2026.2.10.〉

(7)第 1 項ないし第 5 項の規定が他の法律の規定と競合する場合には、この法律を優先して適用する。〈改正 2009.4.22.,2026.2.10.〉

[題目改正 2026.2.10.]

第 133 条の 2（情報通信網を通じた不法複製物等の削除命令等）

(1)文化体育観光部長官は、情報通信網を通じて不法複製物又はこれに関連する情報、技術的保護措置を無力化するプログラム若しくは情報（以下「不法複製物等」という。）が伝送される場合、審議委員会の審議を経て、大統領令で定めるところにより、オンラインサービス提供者に対して次の各号の措置をとることを命ずることができる。この場合、第 3 号の措置は、第 1 号、第 2 号の措置ではその目的を達成することができない場合に限って命ずることができる。〈改正 2016.3.22.,2026.2.10.〉

- 一 不法複製物等の複製・伝送者に対する警告
- 二 不法複製物等の削除又は伝送の中断
- 三 不法複製物等の接続遮断

(2)文化体育観光部長官は、第 1 項第 1 号による警告を 3 回以上受けた複製・伝送者が不法複製物等を伝送した場合、審議委員会の審議を経て、大統領令で定めるところにより、オンラインサービス提供者に対し、6 ヶ月以内の期間を定めて、当該複製・伝送者のアカウント（電子メール専用アカウントは除き、当該オンラインサービス提供者が付与した他のアカウントを含む。以下同じ。）を停止することを命ずることができる。〈改正 2011.12.2.,2016.3.22.〉

(3)第 2 項の規定による命令を受けたオンラインサービス提供者は、当該伝送・複製者のアカウントを停止する 7 日前に、大統領令で定めるところにより、当該アカウントが停止される事実を当該複製・伝送者に通知しなければならない。

(4)文化体育観光部長官は、オンラインサービス提供者の情報通信網に開設されている掲示板（「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第 2 条第 1 項第 9 号の掲示板のうち、商業的利益又は利用の便宜を提供する掲示板をいう。以下同じ。）のうち、第 1 項第 2 号による命令が 3 回以上なされた掲示板で、当該掲示板の形態、掲示される複製物の量又は性格等に照らし、当該掲示板が著作権等の利用秩序を深刻に毀損すると判断した場合には、審議委員会の審議を経て、大統領令で定めるところにより、オンラインサービス提供者に対し、6 ヶ月以内の期間を定めて、当該掲示板サービスの全部又は一部の停止を命ずることができる。〈改正 2016.3.22.〉

(5)第 4 項の規定による命令を受けたオンラインサービス提供者は、当該掲示板のサービスを停止する 10 日前から、大統領令で定めるところにより、当該掲示板のサービスが停止される事実をオンラインサービス提供者のインターネットホームページ及び当該掲示板に掲示しなければならない。

(6)オンラインサービス提供者は、第 1 項の規定による命令を受けた場合には命令を受けた日から 5 日以内に、第 2 項の規定による命令を受けた場合には命令を受けた日から 10 日以内に、第 4 項の規定による命令を受けた場合には命令を受けた日から 15 日以内に、

その措置結果を、大統領令で定めるところにより、文化体育観光部長官に通報しなければならない。

(7)文化体育観光部長官は、第1項、第2項及び第4項の命令の対象となるオンラインサービス提供者、第2項の規定による命令と直接的な利害関係を有する複製・伝送者並びに第4項の規定による掲示板の運営者に対し、事前に意見提出の機会を与えなければならない。この場合において、「行政手続法」第22条第4項ないし第6項及び第27条を意見提出について準用する。

(8)文化体育観光部長官は、第1項、第2項及び第4項による業務を遂行するため、必要な機構を設置・運営することができる。

[本条新設 2009.4.22.]

第133条の3（是正勧告等）

(1)保護院は、オンラインサービス提供者の情報通信網を調査して不法複製物等が伝送された事実を発見した場合には、審議委員会の審議を経てオンラインサービス提供者に対し、次の各号に該当する是正措置を勧告することができる。この場合、第4号の措置は、第1号ないし第3号の措置ではその目的を達成することができない場合に限って勧告することができる。〈改正 2016.3.22.,2026.2.10.〉

- 一 不法複製物等の複製・伝送者に対する警告
- 二 不法複製物等の削除又は伝送中断
- 三 反復的に不法複製物等を伝送した複製・伝送者のアカウント停止
- 四 不法複製物等の接続遮断

(2)オンラインサービス提供者は、第1項第1号・2号及び第4号による勧告を受けた場合には勧告を受けた日から5日以内に、第1項第3号の勧告を受けた場合には勧告を受けた日から10日以内に、その措置結果を保護院に通報しなければならない。〈改正 2016.3.22.,2026.2.10.〉

(3)保護院は、オンラインサービス提供者が第1項の規定による勧告に従わない場合には、文化体育観光部長官に対し、第133条の2第1項及び第2項の規定による命令をするよう要請することができる。〈改正 2016.3.22.〉

(4)第3項の規定により文化体育観光部長官が第133条の2第1項及び第2項の規定による命令をする場合には、審議委員会の審議は要しない。〈改正 2016.3.22.,2023.8.8.〉

[本条新設 2009.4.22.]

第133条の4（緊急遮断）

(1)文化体育観光部長官は、情報通信網を通じて不法複製物等が伝送され、この法律により保護される権利に対する侵害行為が明白であり、回復することが難しい損害を防止するために緊急な必要があり、接続遮断以外には措置手段がないと認めるときは、該当不法複

製物等に対する接続を遮断（以下「緊急遮断」という。）することをオンラインサービス提供者に命令することができる。

(2)文化体育観光部長官は、第1項の規定により緊急遮断を命令した場合、その事実を審議委員会に直ちに通知しなければならない。

(3)第1項の規定により緊急遮断措置された不法複製物等の掲示者又は関連責任者は、遮断された日から5日以内に異議を提起することができる。

(4)文化体育観光部長官は、第3項による異議提起がある場合、緊急遮断を直ちに解除し、異議を提起した者に通知しなければならない。

(5)第2項による通知を受けた審議委員会は、通知日から5日以内に第133条の2第1項第3号による不法複製物等の接続遮断措置の可否について審議し、その結果を文化体育観光部長官に通知しなければならない。

(6)第5項により審議した結果、接続遮断措置が議決された場合、文化体育観光部長官は、オンラインサービス提供者に緊急遮断措置が第133条の2第1項第3号による不法複製物等の接続遮断措置として確定したことを通知しなければならない。

(7)第5項により審議した結果、緊急遮断措置を解除することが議決された場合、文化体育観光部長官は、オンラインサービス提供者に緊急遮断措置を解除することを通知しなければならない。

(8)緊急遮断措置解除が確定した場合、緊急遮断措置により損害を被った者は、「国家賠償法」により損害賠償を請求することができる。

(9)緊急遮断及びこれに対する異議提起の方法・手続等に必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2026.2.10.]

第134条（健全な著作物利用環境造成事業）

(1)文化体育観光部長官は、著作権が消滅した著作物等に関する情報の提供等、著作物の公正な利用を図るために必要な事業を行うことができる。〈改正 2009.4.22.〉

(2)第1項の規定による事業に関して必要な事項は、大統領令で定める。〈改正 2009.4.22.〉

(3)削除 〈2009.4.22.〉

[題目改正 2009.4.22.]

第135条（著作財産権等の寄贈）

(1)著作財産権者等は、自己の権利を文化体育観光部長官に寄贈することができる。〈改正 2008.2.29.〉

(2)文化体育観光部長官は、著作財産権者等から寄贈を受けた著作物等の権利を公正に管理することのできる団体を指定することができる。〈改正 2008.2.29.〉

(3)第2項の規定により指定された団体は、営利を目的として又は当該著作財産権者等の意思に反して著作物等を利用することができない。〈改正 2021.5.18.〉

(4)第1項及び第2項の規定による寄贈の手續並びに団体の指定等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第11章 罰則

第136条 (罰則)

(1)著作財産権その他この法律により保護される財産的権利(第93条の規定による権利を除く。)を、複製、公演、公衆送信、展示、配布、貸与、二次的著作物を作成する方法により侵害した者は、7年以下の懲役若しくは1億ウォン以下の罰金に処し、又はこれを併科することができる。〈改正 2026.2.10.〉

(2)第129条の3第1項による法院の命令を正当な理由なく違反した者は、5年以下の懲役若しくは5千万ウォン以下の罰金に処し、又はこれを併科することができる。〈新設 2026.2.10.〉

(3)次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは3千万ウォン以下の罰金に処し、又はこれを併科することができる。〈改正 2009.4.22.,2011.6.30.,2011.12.2.,2026.2.10.〉

- 一 著作人格権又は実演者の人格権を侵害し、著作者又は実演者の名誉を毀損した者
- 二 第53条及び第54条(第90条及び第98条の規定により準用される場合を含む。)による登録を虚偽で行なった者
- 三 第93条の規定により保護されるデータベース製作者の権利を複製・配布・放送又は伝送の方法により侵害した者
- 三の2 第103条の3第4項の規定を違反した者
- 三の3 業として又は営利を目的として第104条の2第1項又は第2項に違反した者
- 三の4 業として又は営利を目的として第104条の3第1項の規定に違反した者。ただし、過失により著作権又はこの法律により保護される権利の侵害を誘発又は隠匿するという事実を知らなかった者は除く。
- 三の5 第104条の4第1号又は第2号の規定に該当する行為をした者
- 三の6 第104条の5の規定に違反した者
- 三の7 第104条の7の規定に違反した者
- 四 第124条第1項の規定により侵害行為とみなす行為をした者
- 五 削除 〈2011.6.30.〉
- 六 削除 〈2011.6.30.〉

[題目改正 2011.12.2.]

第 137 条（罰則）

(1) 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 2009.4.22., 2011.12.2., 2020.2.4., 2026.2.10.〉

- 一 著作者でない者を著作者として、実名・異名を表示して著作物を公表した者
- 二 実演者でない者を実演者として、実名・異名を表示して実演を公演し、公衆送信し又は複製物を配布した者
- 三 第 14 条第 2 項の規定に違反した者
- 三の 2 第 104 条の 4 第 3 号の規定に該当する行為をした者
- 三の 3 第 104 条の 6 の規定に違反した者
- 四 第 105 条第 1 項の規定による許可を受けないで著作権信託管理業を行った者
- 五 第 124 条第 4 項の規定により侵害行為とみなす行為をした者
- 六 自己に正当な権利のないことを知りながら、故意に第 103 条第 1 項又は第 3 項の規定による複製・伝送の中断又は再開の要求をし、オンラインサービス提供者の業務を妨害した者
- 七 第 55 条の 2（第 90 条及び第 98 条の規定により準用される場合を含む。）に違反した者
- 八 第 133 条第 1 項の規定により関係公務員等が不法複製物等を収集・廃棄又は削除することを正当な理由なく拒否・妨害又は忌避した者

(2) 第 1 項第 3 号の 3 の未遂犯は処罰する。〈新設 2011.12.2.〉

[題目改正 2011.12.2.]

第 138 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、5 百万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 2011.12.2.〉

- 一 第 35 条第 4 項の規定に違反した者
- 二 第 37 条（第 87 条及び第 94 条の規定により準用される場合を含む。）の規定に違反して出所を明示しなかった者
- 三 削除 〈2025.3.25.〉
- 四 第 58 条の 2 第 2 項（第 63 条の 2、第 88 条及び第 96 条の規定により準用される場合を含む。）の規定に違反して著作者に知らせなかった者
- 五 第 105 条第 1 項の規定による申告を行うことなく著作権代理仲介業を行い、又は第 109 条第 2 項の規定による営業の閉鎖命令を受けたにもかかわらずその営業を継続した者

[題目改正 2011.12.2.]

第 139 条（没収）

著作権その他この法律により保護される権利を侵害して作成された複製物とその複製物の製作に主に使用された道具や材料のうち、その侵害者・印刷者・配布者又は公演者の所有に属する物は、これを没収する。〈改正 2011.12.2.〉

[全文改正 2011.6.30.]

第 140 条（告訴）

この章に規定する罪に対する公訴は、告訴がなければ提起することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。〈改正 2009.4.22.,2011.12.2.,2026.2.10.〉

一 営利を目的に又は常習的に第 136 条第 1 項、第 136 条第 3 項第 3 号及び第 4 号（第 124 条第 1 項第 3 号の場合には、被害者の明示的意思に反して処罰することができない。）に該当する行為をした場合

二 第 136 条第 3 項第 2 号、第 3 号の 2 ないし第 3 号の 7、第 137 条第 1 項第 1 号ないし第 4 号、第 6 号及び第 7 号、第 138 条第 5 号の場合

三 削除 〈2011.12.2.〉

第 141 条（両罰規定）

法人の代表者、法人若しくは個人の代理人・使用人その他従業員が、その法人又は個人の業務に関し、この章に規定する罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は個人に対しても、各該当する条の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意と監督を怠らなかったときは、この限りでない。〈改正 2009.4.22.,2023.8.8.〉

第 142 条（過料）

(1)第 104 条第 1 項の規定による必要な措置をしなかった者に対しては、3 千万ウォン以下の過料を科する。〈改正 2009.4.22.〉

(2)次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1 千万ウォン以下の過料を科する。〈改正 2009.4.22.,2011.12.2.,2016.3.22.,2019.11.26.,2026.2.10.〉

一 第 103 条の 3 第 2 項の規定による文化体育観光部長官の命令を履行しなかった者

二 第 106 条の規定による義務を履行しなかった者

二の 2 第 106 条の 2 の規定に違反して正当な理由なく利用許諾を拒否した者

三 第 112 条第 4 項の規定に違反して韓国著作権委員会の名称を使用した者

三の 2 第 122 条の 2 第 5 項に違反して韓国著作権保護院の名称を使用した者

三の 3 第 133 条第 2 項による関係公務員等の出入・調査を正当な理由なく拒否・妨害又は忌避した者

四 第 133 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による文化体育観光部長官の命令を履行しなかった者

五 第 133 条の 2 第 3 項の規定による通知、同条第 5 項の規定による掲示、同条第 6 項の規定による通報をしなかった者

(3)第 58 条第 3 項（第 63 条の 2、第 88 条及び第 96 条により準用される場合を含む）の規定に違反して著作財産権者の表示をしなかった者には、5 百万ウォン以下の過料を科する。〈新設 2025.3.25.〉

(4)第 1 項ないし第 3 項の規定に基づく過料は、大統領令で定めるところにより文化体育観光部長官が科し、徴収する。〈改正 2009.4.22.,2025.3.25.〉

(5)削除 〈2009.4.22.〉

附則

附則 〈法律第 3916 号 1986.12.31.〉

第 1 条（施行日）

この法律は、1987 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条（適用範囲に関する経過措置）

(1)この法律の施行前に従前の規定により著作権の全部又は一部が消滅し、又は保護を受けなかった著作物については、その部分については、この法律を適用しない。

(2)この法律の施行前に従前の規定により公表された著作物で、次の各号のいずれかに該当するものは、従前の規定による。

- 一 従前の法律第 2 条の規定による演奏・歌唱・演出・音盤又は録音フィルム
- 二 従前の法律第 12 条の規定による合著作物の著作権の帰属及びその利用
- 三 従前の法律第 13 条の規定による嘱託著作物の著作権の帰属
- 四 従前の法律第 36 条の規定による写真の著作権の帰属
- 五 従前の法律第 38 条の規定による映画の著作権の帰属

第 3 条（著作物の保護期間に関する経過措置）

この法律の施行前に公表された著作物として、附則第 2 条第 1 項に該当しない著作物の保護期間は、次の各号のとおりである。

一 従前の規定による保護期間が、この法律による保護期間より長い場合は、従前の規定による。

二 従前の規定による保護期間が、この法律による保護期間より短い場合は、この法律による。

第 4 条（権利変動等に伴う経過措置）

この法律の施行前に従前の規定により発生し、又は譲渡その他の方法により処分された著作権（設定を受けた出版権を含む。）は、この法律により発生し、又は譲渡その他の方法により処分されたものとみなす。

第5条（著作権登録に関する経過措置）

この法律の施行前に従前の規定により行った登録は、この法律により行った登録とみなす。

第6条（出所の明示に関する経過措置）

第23条第1項の規定により著作物を利用する場合は、第34条第1項の規定にかかわらず、この法律の施行の日より5年以内に限り、その出所を明示しないことができる。

第7条（権利侵害に関する経過措置）

この法律の施行前に行った従前の第4章の著作権侵害に該当する行為（設定を受けた出版権を侵害する行為を含む。）に対する救済は、従前の規定による。

第8条（罰則に関する経過措置）

この法律の施行前に行った行為に対する罰則の適用については、従前の規定による。

附則〈法律第4183号1989.12.30〉（政府組織法）

第1条（施行日）

この法律は、公布した日から施行する。ただし、第26条の2、第26条の3、第29条第1項、第35条の2、第35条の3、第39条第2項・第3項及び第42条の改正規定、並びに附則第3条、第4条、第5条第1項及び第6条の規定の施行日は、その組織に関する大統領令の施行日とする。

第2条及び第3条 省略

第4条（文化公報部の分離・改編に伴う他の法律の改正）

(1)ないし(18) 省略

(19)著作権法の一部を、次のとおり改正する。

第23条第3項、第47条第1項、第48条、第49条第1項、第50条、第53条、第65条第2項、第78条第1項・第4項、第79条1項・第2項、第80条第1項ないし第3項、第81条第3項並びに第82条第3項のうち「文化公報部長官」は、それぞれ「文化部長官」とする。

(20)ないし(29) 省略

第5条及び第6条 省略

附則〈法律第4268号1990.12.27〉（政府組織法）

第1条（施行日）

この法律は、公布した日から施行する。〈ただし書省略〉
第2条及び第3条 省略
第4条（文化部の名称変更に伴う他の法律の改正）
(1)ないし(40) 省略
(41)著作権法の一部を、次のとおり改正する。
第23条第3項ただし書のうち「文教部長官」は、「教育部長官」とする。
(42)ないし(50) 省略
第5条ないし第10条 省略

附則〈法律第4352号1991.3.8.〉（図書館振興法）

第1条（施行日）
この法律は、公布後1月を経過した日から施行する。
第2条ないし第5条 省略
第6条（他の法律の改正等）
(1)著作権法の一部を、次のとおり改正する。
第28条のうち「図書館法」は、「図書館振興法」とする。
(2)省略

附則〈法律第4541号1993.3.6.〉（政府組織法）

第1条（施行日）
この法律は、公布した日から施行する。〈ただし書省略〉
第2条 省略
第3条（文化体育部の新設に伴う他の法律の改正）
(1)ないし(32) 省略
(33)著作権法の一部を、次のとおり改正する。
第23条第3項、第47条第1項、第48条、第49条第1項、第50条、第53条、第65条第2項、第78条第1項・第4項、第79条第1項・第2項、第80条第1項ないし第3項、第81条第3項及び第82条第3項のうち「文化部長官」は、それぞれ「文化体育部長官」とする。
第4条及び第5条 省略

附則〈法律第4717号1994.1.7.〉

(1)（施行日） この法律は、1994年7月1日から施行する。

(2) (貸与権に関する経過措置) この法律の施行前に発行された著作物が収録された販売用音盤の貸与については、従前の規定による。

(3) (著作隣接権の保護期間に関する経過措置) この法律の施行前に発生した著作隣接権の保護期間は、従前の規定による。

(4) (教科用図書の補償金に関する経過措置) 教育部長官が著作権を有し、又は教育部長官の検定・認定を受けた教科用図書に公表された著作物を掲載する場合は、第 23 条第 3 項の補償金の支給又は供託に関する規定にかかわらず、この法律の施行日から 5 年間、これを適用しない。

(5) (映像著作物に対する権利に関する経過措置) 第 75 条第 3 項の改正規定は、この法律の施行日から 5 年間、これを適用しない。

附則〈法律第 4746 号 1994.3.24.〉(図書館及び読書振興法)

第 1 条 (施行日)

この法律は、公布後 4 ヶ月を経過した日から施行する。

第 2 条ないし第 6 条 省略

第 7 条 (他の法律の改正等)

(1) 著作権法の一部を、次のとおり改正する。

第 28 条のうち「図書館振興法」は、「図書館及び読書振興法」とする。

(2) 及び(3) 省略

附則〈法律第 5015 号 1995.12.6.〉

第 1 条 (施行日)

この法律は、1996 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条 (適用範囲に関する経過措置)

この法律の施行前に従前の規定による保護期間の満了により著作権等の全部又は一部が消滅した著作物等については、その全部又は一部についてこの法律を適用しない。

第 3 条 (保護期間の特例)

第 3 条第 1 項及び第 61 条の規定により新たに保護される外国人の著作物及び音盤で、この法律の施行前に公表されたもの(以下「回復著作物等」という。)の著作権並びに実演者及び音盤製作者の権利は、当該回復著作物等が大韓国内で保護されたとしたならば認められたらう保護期間の残余期間の間、存続する。

第 4 条 (回復著作物等の利用に関する経過措置)

(1) この法律の施行前に回復著作物等を利用した行為は、この法律に定める権利の侵害行為としない。

(2)回復著作物等の複製物として、1995年1月1日より前に製作された物は、1996年12月31日までこれを継続して配布することができる。

(3)回復著作物等を原著作物とする二次的著作物として、1995年1月1日より前に作成された物は、この法律の施行後においてもこれを継続して利用することができる。ただし、その原著作物の権利者は、1999年12月31日の後の利用について相当な補償を請求することができる。

(4)この法律の施行前に回復著作物等が固定された販売用音盤を取得したときは、第43条第2項、第65条の2及び第67条の2の規定を適用しない。

附則〈法律第5453号1997.12.13〉(行政手続法の施行に伴う公認会計士法等の整備に関する法律)

第1条(施行日)

この法律は、1998年1月1日から施行する。〈ただし書省略〉

第2条 省略

附則〈法律第6134号2000.1.12〉

(1)(施行日) この法律は、2000年7月1日から施行する。

(2)(著作権委託管理業に関する経過措置) この法律の施行当時、従前の規定により著作権委託管理業の許可を受けた者は著作権信託管理業の許可を受けた者と、著作権委託管理業の申告をした者は著作権代理仲介業の申告をした者と、それぞれみなす。

(3)(罰則に関する経過措置) この法律の施行前の行為に対する罰則の適用においては、従前の規定による。

附則〈法律第6881号2003.5.27〉

(1)(施行日) この法律は、2003年7月1日から施行する。

(2)(データベース保護に関する適用例) この法律の施行当時、製作を完了し又はその更新等をした日の属する年の翌年から起算して5年を経過していないデータベースは、第73条の2ないし第73条の9の改正規定により保護を受ける。

(3)(著作物の映像化に関する経過措置) この法律の施行前に著作財産権者が著作物の映像化を他人に許諾した場合は、従前の第74条の規定を適用する。

(4)(映像著作物に対する権利に関する経過措置) この法律の施行前に映像物製作に参加した者が、映像製作者との間で、映像著作物の製作に協力することを約定し、又は実演

者が映像著作物の製作に協力することを約定した場合は、従前の第 75 条第 1 項又は第 3 項の規定を適用する。

(5) (損害額の認定に関する経過措置) この法律の施行前に発生した損害については、従前の第 94 条の規定を適用する。

附則〈法律第 7233 号 2004.10.16.〉

この法律は、公布後 3 月を経過した日から施行する。

附則〈法律第 8029 号 2006.10.4.〉(図書館法)

第 1 条 (施行日)

この法律は、公布後 6 ヶ月を経過した日から施行する。

第 2 条ないし第 4 条 省略

第 5 条 (他の法律の改正)

(1)著作権法の一部を次のとおりに改正する。

第 28 条第 1 項のうち「図書館及び読書振興法」を「図書館法」とする。

(2)省略

第 6 条 省略

附則〈法律第 8101 号 2006.12.28.〉

第 1 条 (施行日)

この法律は、公布後 6 ヶ月を経過した日から施行する。ただし、第 133 条第 1 項及び第 3 項の規定は、公布した日から施行する。

第 2 条 (適用範囲に関する経過措置)

(1)この法律の施行前に従前の規定により著作権の全部若しくは一部が消滅し、又は保護を受けられない著作物等については、その部分についてはこの法律を適用しない。

(2)この法律の施行前に行った著作物等の利用は、従前の規定による。

(3)従前の附則の規定は、この法律の施行後も継続して適用する。

第 3 条 (音盤製作者に対する経過措置)

従前の規定による音盤製作者は、この法律による音盤製作者とみなす。

第 4 条 (団体名義著作物の著作者に関する経過措置)

この法律の施行前に従前の第 9 条の規定により作成された著作物の著作者に関しては、従前の規定による。

第 5 条 (団体指定に関する経過措置)

この法律の施行前に従前の規定により補償金を受領することができるよう指定した団体は、この法律により指定した団体とみなす。

第6条（法定許諾に関する経過措置）

この法律の施行当時、従前の規定による法定許諾は、この法律による法定許諾とみなす。

第7条（登録に関する経過措置）

この法律の施行当時、従前の規定による登録は、この法律による登録とみなす。ただし、従前の第51条の規定によりなされた著作財産権者の姓名等の登録は、従前の規定による。

第8条（音盤の保護期間の起算に関する経過措置）

この法律の施行前に固定されたが、まだ発行されていない音盤の保護期間の起算は、この法律による。

第9条（未分配補償金に関する経過措置）

この法律第25条第8項（第31条第6項・第75条第2項及び第82条第2項の規定により準用される場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に従前の第23条第3項・第28条第5項・第65条及び第68条の規定により受領した補償金についても適用する。この場合において、各補償金別の分配公告日は、補償金支給団体から権利者が当該補償金を最初に支給を受けることができる日の属する年度末日とみなす。

第10条（実演者の人格権に関する経過措置） この法律の施行前に行った実演に関しては、この法律第66条及び第67条の規定を適用しない。

第11条（著作権委託管理業者に関する経過措置） この法律の施行当時、従前の規定により著作権委託管理業の許可を受けた者は著作権信託管理業の許可を受けた者と、著作権委託管理業の申告をした者は著作権代理仲介業の申告をした者とみなす。

第12条（著作権信託管理業者の手数料及び使用料に関する経過措置） 従前の規定により承認した著作権信託管理業者の手数料及び使用料の料率及び金額については、この法律により承認したものとみなす。

第13条（著作権委員会等に関する経過措置）

従前の規定による著作権審議調停委員会及び審議調停委員は、この法律第8章の規定による著作権委員会及びその委員とみなす。

第14条（罰則適用に関する経過措置）

この法律の施行前の行為に対する罰則の適用については、従前の規定による。

第15条（他の法律の改正）

(1)地方税法の一部を次のとおり改正する。

第143条第2号のうち、「『著作権法』第52条・第60条第3項・第73条及び第73条の9」を、「『著作権法』第54条・第63条第3項・第90条及び第98条」とする。

(2)放送法の一部を次のとおり改正する

第 78 条第 3 項のうち「『著作権法』第 69 条」を、「『著作権法』第 85 条」とする。

第 16 条（他の法令との関係）

この法律の施行当時、他の法令において従前の規定を引用している場合には、この法律の該当条項を引用したものとみなす。

附則〈法律第 8852 号 2008.2.29.〉（政府組織法）

第 1 条（施行日）

この法律は、公布した日から施行する。…〈中略〉…、附則第 6 条により改正される法律のうち、この法律の施行前に公布されたが施行日の到来していない法律を改正した部分は、それぞれ当該法律の施行日から施行する。

第 2 条ないし第 5 条 省略

第 6 条（他の法律の改正）

(1)ないし〈267〉 省略

〈268〉著作権法の一部を次のとおり改正する。

第 25 条第 4 項本文・第 5 項柱書前段・同項柱書後段・第 7 項柱書・第 8 項、第 31 条第 5 項本文、第 50 条第 1 項・第 4 項、第 51 条、第 52 条、第 55 条第 1 項・第 2 項各号外の部分・第 3 項、第 56 条第 1 項・第 3 項、第 76 条第 4 項、第 103 条第 7 項後段、第 104 条第 2 項、第 105 条第 1 項・第 2 項各号外の部分・第 5 項本文、第 6 項ないし第 8 項、第 108 条第 1 項・第 2 項、第 109 条第 1 項各号外の部分・第 2 項各号外の部分、第 110 条、第 111 条第 1 項・第 2 項、第 112 条第 3 項各号外の部分、第 113 条第 2 号・第 11 号、第 122 条第 3 項、第 130 条、第 133 条第 1 項ないし第 5 項、第 134 条第 1 項・第 2 項、第 135 条第 1 項・第 2 項及び第 142 条第 1 項ないし第 4 項のうち、「文化観光部長官を」を、それぞれ「文化体育観光部長官」とする。

第 55 条第 2 項第 2 号及び第 132 条各号外の部分のうち、「文化観光部令を」を、それぞれ「文化体育観光部令」とする。

〈269〉ないし〈760〉 省略

第 7 条 省略

附則〈法律第 9529 号 2009.3.25.〉

この法律は、公布後 6 ヶ月を経過した日から施行する。

附則〈法律第 9625 号 2009.4.22.〉

第 1 条（施行日）

この法律は、公布後3ヶ月を経過した日から施行する。

第2条（「コンピュータプログラム保護法」の廃止）

コンピュータプログラム保護法は、廃止する。

第3条（委員会の設立準備）

(1)この法律により委員会を設立するために行う準備行為は、この法律の施行前に行うことができる。

(2)文化体育観光部長官は、委員会の設立に関する事務を管掌させるため、設立委員会を構成する。

(3)設立委員会は、文化体育観光部長官が委嘱する5人以内の設立委員からなり、設立委員会の委員長は、従前の「著作権法」第112条による著作権委員会の委員長とする。

(4)設立委員会は、この法律の施行までに、定款を作成して文化体育観光部長官の認可を受けなければならない。

(5)設立委員会は、第4項による認可を受けたときは、委員会の設立登記をしなければならない。

(6)委員会の設立について必要な経費は、国が負担する。

(7)設立委員会は、第5項による委員会の設立登記をした後、遅滞なく委員会の委員長に事務を引き継がなければならない。事務の引き継ぎが終了したときは、設立委員は解嘱されたものとみなす。

第4条（著作権委員会及びコンピュータプログラム保護委員会の所管事務、権利・義務及び雇用関係等に関する経過措置）

(1)この法律の施行当時、従前の「著作権法」第112条ないし第122条及び従前の「コンピュータプログラム保護法」第35条ないし第43条の規定による著作権委員会並びにコンピュータプログラム保護委員会の所管事務、権利・義務、財産及び職員の雇用関係は、韓国著作権委員会が承継する。

(2)この法律の施行当時、従前の「著作権法」第112条の規定による著作権委員会の委員長及び委員は、韓国著作権委員会の委員長及び委員とみなし、その任期は、従前の著作権委員会の委員長及び委員の任期が開始されたときから起算する。

第5条（適用範囲に関する経過措置）

(1)この法律の施行前に従前の「著作権法」及び「コンピュータプログラム保護法」により保護される権利の全部若しくは一部が消滅し、又は保護を受けなかった著作物等については、その部分については、この法律を適用しない。

(2)この法律の施行前に行ったプログラムの利用は、従前の「コンピュータプログラム保護法」による。

第6条（法定許諾等に関する経過措置）

この法律の施行前に従前の「コンピュータプログラム保護法」による次の各号に掲げる行為は、この法律によるものとみなす。

- 一 法定許諾
- 二 プログラム著作権委託管理機関の指定
- 三 プログラムの寄託及び受託者の指定
- 四 プログラムの登録
- 五 プログラム著作権の移転登録
- 六 不正複製物の回収措置
- 七 不正複製物等に対する是正命令及び是正勧告
- 八 紛争の斡旋・調停
- 九 プログラムの鑑定

第7条（罰則適用に関する経過措置）

この法律の施行前の行為に対する従前の「コンピュータプログラム保護法」による罰則の適用については、従前の「コンピュータプログラム保護法」による。

第8条（他の法律の改正）

(1)地方税法の一部を次のとおり改正する。

第143条第2号中「『著作権法』第54条・第63条第3項・第90条及び第98条の規定による登録のうち相続以外の登録」とあるのを、「『著作権法』第54条・第63条第3項・第90条及び第98条の規定による登録のうち、相続以外の登録（プログラム登録は除く。）」とし、同条第2号の2のうち「『コンピュータプログラム保護法』第26条の規定による登録のうち相続以外の登録」とあるのを、「『著作権法』第54条によるプログラムの登録及び第101条の6第6項による登録のうち相続以外の登録」とする。

第150条の3第2項のうち「『著作権法』又は『コンピュータプログラム保護法』の規定による」とあるのを、「『著作権法』による」とする。

(2)オンラインデジタルコンテンツ産業発展法の一部を次のとおり改正する。

第21条のうち「『著作権法又はコンピュータプログラム保護法』の保護を受ける場合には、『著作権法』又は『コンピュータプログラム保護法』が」を、「『著作権法』の保護を受ける場合には、『著作権法』が」とする。

(3)関税法の一部を次のとおり改正する。

第235条第1項のうち「『著作権法』による著作権及び著作隣接権又は『コンピュータプログラム保護法』によるプログラム著作権（以下本条において「著作権等」という。）」とあるのを、「『著作権法』による著作権及び著作隣接権（以下本条において「著作権等」という。）」とし、同条第2項のうち「『著作権法』及び『コンピュータプログラム保護法』を「『著作権法』」とする。

(4)司法警察官吏の職務を遂行する者及びその職務範囲に関する法律の一部を次のとおり改正する。

第5条第23号の2及び第6条第20号の2をそれぞれ削除する。

(5)資本市場と金融投資業に関する法律の一部を次のとおり改正する。

第7条第5項のうち「『著作権法』による著作権信託管理業及び『コンピュータプログラム保護法』によるプログラム著作権委託管理業務」とあるのを、「『著作権法』による著作権信託管理業」とする。

第9条（他の法令のとの関係）

この法律の施行当時、他の法令において従前の「コンピュータプログラム保護法」又はその規定を引用している場合には、この法律又はこの法律の該当規定を引用したものとみなす。

附則〈法律第9785号2009.7.31.〉（新聞等の振興に関する法律）

第1条（施行日）

この法律は、公布後6ヶ月を経過した日から施行する。

第2条ないし第7条 省略

第8条（他の法律の改正）

(1)ないし(8) 省略

(9)著作権法の一部を次のとおり改正する。

第27条のうち「『新聞等の自由と機能保障に関する法律』」とあるのを、「『新聞等の振興に関する法律』」とする。

(10)ないし(14) 省略

第9条 省略

附則〈法律第10807号2011.6.30.〉

第1条（施行日）

この法律は、「大韓民国と欧州連合及びその加盟国間の自由貿易協定」が発効する日から施行する。ただし、第39条ないし第42条の改正規定は、「大韓民国と欧州連合及びその加盟国間の自由貿易協定」が発効した後2年となる日から施行する。

第2条（適用範囲に関する経過措置）

この法律施行前に従前の規定により著作権その他この法律により保護される権利の全部又は一部が消滅した又は保護を受けなかった著作物等に対しては、その部分に対してこの法律を適用しない。

第3条（オンラインサービス提供者の責任制限に関する経過措置）

この法律施行前に発生した著作権その他この法律により保護される権利の侵害に対するオンラインサービス提供者の責任制限に関しては、第102条及び第103条の改正規定にもかかわらず従前の規定による。

第4条(罰則適用に関する経過措置)

この法律施行前の行為に対する罰則の適用は従前の規定による

附則〈法律第 11110 号 2011.12.2〉

第 1 条（施行日）

この法律は、「大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定及び大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定に関する書簡交換」が発効する日から施行する。ただし、第 64 条第 2 項及び第 86 条の改正規定は、2013 年 8 月 1 日から施行する。

第 2 条（適用例）

第 103 条の 3、第 125 条の 2 及び第 129 条の 2 ないし第 129 条の 5 の改正規定は、この法律施行後最初に権利侵害が発生し、又は義務違反が発生したのから適用する。

第 3 条（適用範囲に関する経過措置）

この法律施行前に従前の規定により著作権その他この法律により保護される権利の全部又は一部が消滅した又は保護を受けなかった著作物等に対しては、その部分に対してこの法律を適用しない。

第 4 条（著作隣接権保護期間の特例）

(1)第 3 条にもかかわらず、法律第 8101 号著作権法全部改正法律の附則第 2 条第 3 項の改正規定により、1987 年 7 月 1 日から 1994 年 6 月 30 日の間に発生した著作隣接権は、1994 年 7 月 1 日施行された法律第 4717 号著作権法中改正法律(以下本条において「同法」という。)第 70 条の改正規定によりその発生したときの翌年から起算して 50 年間存続する。

(2)同法附則第 3 項により、1987 年 7 月 1 日から 1994 年 6 月 30 日の間に発生した著作隣接権のうち、この法律施行前に従前法(法律第 4717 号著作権法中改正法律施行前の著作権法をいう。以下本条において同じ。)に基づく保護期間 20 年が経過し消滅した著作隣接権は、この法律施行日から回復し、著作隣接権者に帰属する。この場合、その著作隣接権は、最初に発生したときの翌年から起算して 50 年間存続するものとして保護されたのであれば認められたはずの保護期間の残余期間の間存続する。

(3)第 2 項により著作隣接権が回復した実演・音盤・放送をこの法律施行前に利用した行為は、この法律で定める権利の侵害とみなさない。

(4)第 2 項の規定による著作隣接権が従前法により消滅した後に当該実演・音盤・放送を利用してこの法施行前に製作した複製物は、この法施行後 2 年間の間、著作隣接権者の許可なく継続して配布することができる。

第 5 条（オンラインサービス提供者の責任制限等に関する経過措置）

この法律施行前に発生した著作権その他この法律により保護される権利の侵害に対するオンラインサービス提供者の責任制限に関しては、第 102 条及び第 103 条の 2 の改正規定にもかかわらず従前の規定による。

第6条（プログラム排他的発行権に関する経過措置）

この法律施行前に設定・登録されたプログラム排他的発行権に関しては、従前の規定による。

第7条（罰則適用に関する経過措置）

この法律施行前の行為に対する罰則の適用においては、従前の規定による。

第8条（他の法律の改正）

地方税法の一部を次のように改正する。

第28条第1項第10号各目以外の部分のうち「著作権、出版権」を「著作権、排他的発行権（「著作権法」第88条及び第96条により準用される場合を含む。）、出版権」とし、同号ナ目のうち「第54条、第63条第3項、第90条及び第98条」を「第54条（第90条及び第98条により準用される場合を含む。）」とし、「プログラム登録は除く」を「プログラム、排他的発行権、出版権登録は除く」とし、同号ダ目のうち「第54条によるプログラム登録と同法第101条の6第6項による」を「第54条（第90条及び第98条により準用される場合を含む。）によるプログラム排他的発行権、出版権」とする。

附則〈法律第11903号2013.7.16.〉

この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する

附則〈法律第12137号2013.12.30.〉

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する

附則〈法律第13978号2016.2.3.〉（韓国手話言語法）

第1条（施行日）

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（他の法律の改正）

(1)ないし(8)省略

(9)著作権法の一部を次のように改正する。

第33条の2第1項のうち「手話」をそれぞれ「韓国手語」とする。

第3条 省略

附則〈法律第14083号2016.3.22.〉

第1条（施行日）

この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条（保護院の設立準備）

(1)この法律により保護院を設立するために行う準備行為は、この法律施行前に行うことができる。

(2)文化体育観光部長官は、保護院の設立に関する事務を処理するために保護院設立推進団（以下「設立推進団」という。）を設置する。

(3)設立推進団は、文化体育観光部長官が委嘱する 5 人以内の設立委員で構成して運営する。

(4)設立推進団は、保護院の定款を作成し、文化体育観光部長官の認可を受け、遅滞なく設立委員の連名で保護院の設立登記をした後、保護院の院長に事務を引き継がなければならない。

(5)設立推進団及び設立委員は、第 4 項による事務引継ぎが終わったときは、解散又は解触されたものとみなす。

第 3 条（韓国著作権委員会の所管事務、権利・義務及び雇用関係等に関する経過措置）

(1)この法律施行当時、従前の第 113 条第 10 号による韓国著作権委員会の所管事務、権利・義務と財産及び職員の雇用関係は保護院が承継する。

(2)保護院の設立以前に従前の第 113 条第 10 号により韓国著作権委員会が行った行為又は韓国著作権委員会に対して行われた行為は、保護院が行った行為又は保護院に対して行われた行為とみなす。

附則〈法律第 14432 号 2016.12.20.〉

この法律は公布した日から施行する

附則〈法律第 14634 号 2017.3.21.〉

第 1 条（施行日）

この法律は、公布した日から施行する。

第 2 条(禁治産者等の欠格事由に関する経過措置)

この法律施行当時既に禁治産又は限定治産の宣告を受け、法律第 10429 号民法一部改正法律の附則第 2 条により禁治産又は限定治産宣告の効力が維持される者については、第 105 条第 3 項第 1 号の改正規定にもかかわらず、従前の規定による。

附則〈法律第 15823 号 2018.10.16.〉

第 1 条（施行日）

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第113条の2第5項の改正規定は、公布した日から施行する。

第2条（未分配補償金の使用に関する適用例）

第25条第8項の改正規定は、この法律施行当時に従前の規定により補償金分配公告が進行中の場合についても適用する。

附則〈法律第16600号2019.11.26.〉

第1条（施行日）

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（著作権信託管理業者の懲戒の要求等に関する適用例）

第108条の2の改正規定は、この法律施行後に著作権信託管理業者の代表者又は役員が職務に関連して同条各号による懲戒要求事由に該当することになった場合から適用する。

第3条（審議委員会の構成に関する適用例）

(1)第122条の6第2項の改正規定は、この法律施行後最初に構成される審議委員会から適用する。

(2)第122条の6第4項及び第5項の改正規定は、この法律施行後に審議委員会の委員を委嘱（再任する場合を含む）する場合から適用する。

(3)第2項により第122条の6第5項の改正規定を適用する場合に、この法律の施行前に1回以上再任し、任期中の委員は、その任期満了後には再任することができない。

第4条（審議委員会委員に関する経過措置）

この法律の施行当時に従前の規定により委嘱された審議委員会委員は、第122条の6の改正規定により委嘱された委員とみなす。この場合、委員の任期は残余期間とする。

附則〈法律第16933号2020.2.4.〉

第1条（施行日）

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（著作権代理仲介業の申告等に関する適用例）

第105条第5項及び第6項の改正規定は、この法律施行後に申告又は変更申告をする場合から適用する。

第3条（著作権委託管理業許可等の欠格事由に関する適用例）

第105条第7項の改正規定は、この法律施行以後最初に著作権委託管理業の許可を申請し、又は申告書を提出した者が同項各号の改正規定の欠格事由に該当するようになった場合から適用する。

第4条（著作権委託管理業者に対する業務の停止命令に関する適用例）

第109条第1項第9号の改正規定は、この法律施行当時に著作権信託管理業の許可を受け、又は許可を申請した者と著作権代理仲介業の申告をし、又は申告書を提出した者が、この法律施行後に発生した事由により第105条第7項各号の改正規定の欠格事由に該当するようになった場合から適用する。

第5条（職権調停決定に関する適用例）

第117条の改正規定は、この法律施行後に委員会に調停を申請する場合から適用する。

第6条（登録官庁の変更に関する経過措置）

この法律施行当時に従前の規定により文化体育館部長官に登録又は変更登録等をした者は、第55条及び第55条の2ないし第55条の4（第90条又は第98条により準用される場合を含む。）の改正規定により、委員会に登録又は変更登録をしたものとみなす。

第7条（登録申請返戻等に対する異議申請に関する経過措置）

この法律施行当時に従前の規定により登録又は変更登録等を申請し、その申請が返戻された者で、返戻された日から1ヶ月を過ぎない者は、第55条第3項及び第55条の3第3項（第90条又は第98条の規定により準用される場合を含む。）の改正規定にもかかわらず、この法律施行後1ヶ月以内に委員会に異議を申請することができる。

第8条（オンラインサービス提供者の責任制限に関する経過措置）

この法律施行前に発生した著作権その他この法律により保護される権利の侵害に対するオンラインサービス提供者の責任制限に関しては、第102条第1項の改正規定にもかかわらず従前の規定による。

附則〈法律第17588号2020.12.8.〉

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

附則〈法律第17592号2020.12.8.〉（被後見人欠格条項整備のための競輪・競艇法等7つの法律の一部改正に関する法律）

この法律は公布した日から施行する

附則〈法律第18162号2021.5.18.〉

第1条（施行日）

この法律は、公布した日から施行する。

第2条（韓国著作権委員会委員の再任に関する適用例）

第 112 条の 2 第 3 項本文の改正規定は、この法律施行後に韓国著作権委員会の委員を委嘱する場合から適用する。この場合、再任回数は、この法律施行前に委員に委嘱され、開始された任期を除いて計算する。

附則〈法律第 18547 号 2021.12.7.〉（図書館法）

第 1 条（施行日）

この法律は、公布後 1 年が経過した日から施行する。

第 2 条ないし第 8 条 省略

第 9 条(他の法律の改正)

(1)ないし(8) 省略

(9)著作権法の一部を次のように改正する。

第 31 条第 8 項のうち「第 20 条の 2」を「第 22 条」とする。

(1)ないし(14) 省略

第 10 条 省略

附則〈法律第 19410 号 2023.5.16.〉（行政法制革新のためのゲーム産業振興に関する法律等 8 つの法律の一部改正に関する法律）

第 1 条（施行日）

この法律は、公布した日から施行する。ただし、・・・〈省略〉・・・第 8 条の改正規定は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条（異議申請に関する一般適用例）

異議申請に関する改正規定は、この法律施行以後に行う処分から適用する。

第 3 条ないし第 6 条 省略

附則〈法律第 19592 号 2023.8.8.〉（法律用語整備のための文化体育観光委員会所管 43 の法律一部改正法律）

この法律は公布した日から施行する。

附則〈法律第 19597 号 2023.8.8.〉

この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する

附則〈法律第 20358 号 2024.2.27.〉

この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する

附則〈法律第 20841 号 2025.3.25.〉

第 1 条（施行日）

この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条（未分配補償金の使用に関する適用例）

第 25 条第 10 項の改正規定は、この法律施行当時に従前の規定により補償金分配公告が進行中の場合に対しても適用する。

第 3 条（罰則に関する経過措置）

この法律施行前の違反行為に対して罰則を適用するときは、第 138 条第 3 号の改正規定にもかかわらず従前の規定による。

附則〈法律第 21336 号 2026.2.10.〉

第 1 条（施行日）

この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第 2 条、第 133 条の 2 ないし第 133 条の 4 及び第 142 条第 2 項第 4 号の改正規定は、公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条（損害賠償責任に関する適用例）

第 125 条第 4 項及び第 5 項の改正規定は、この法律施行後に侵害行為が発生した場合から適用する。

第 3 条（著作権保護施策に関する経過措置）

この法律施行当時に従前の規定により文化体育観光部長官が策定した著作権保護施策は、第 2 条の 2 の改正規定により策定された著作権保護総合対策及び推進計画とみなす。